

議事日程(2)

平成20年9月11日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	建設課長	三友伸一	産業観光課長	内海猛年
税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明德
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、6番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。9月の定例議会の一般質問をこれより行います。

現在、国のほうでは、今回の議案の最後の報告事項にもありますように、地方の公共団体が財政再建、早期に健全化というような方向性を打ち出しているのが現状であります。これは、とりもなおさず地方公共団体が財政的に非常に苦しい状況になっていることを示していることだと思います。

今回の質問で、私もこの芦屋町の財政がどのようになっているかを少しでも明確になればと思って質問を行います。

既に一般質問通告書として届けられている件名と要旨を読み上げて1回目の質問といたします。

件名は、財政について、要旨、4項目です。まず、歳入削減の現状結果、これは、19年度の決算がもう上がってきていると思います。この結果と、今後の施策と削減額、この19年度における削減額がどのようにシミュレーションに対してなったのかを尋ねたいと思います。

同時に、歳入強化ということで、収入をいかにふやすかということでいろいろな対応、対策をされていると思うんですけども、やはりこれもシミュレーションに対して19年度強化した結果、どのような収益が向上できたか。この1番と2番については、歳入歳出については、シミュレーションの比較での回答で結構です。

次に、3番目として、6月議会で一般質問しました財政計画の中で建設に関する大型投資10億円というシミュレーションで芦屋町は行っているんですけども、私の質問内容の中と私の一方的な勘違いもあったかもしれません。いずれにしても不明確な部分、何点かありましたので、この不明確な部分については、執行部当局で明確に決めればよいことだと思いますので、この明確になっている部分について基準をお聞きいたしたいと思います。

最後に、人件費で退職債という新しいものができてる。本年度、19年度で3億円の借り入れ

を行っていますけれども、この退職金の不足金というのを来年度、いわゆる20年度についてどのようにしていくのか、また借りていくのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

以上、4点の第1回目の通告書を読み上げて質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

では、要旨1点目の歳出削減の現状の結果と今後の施策と削減額を尋ねるということでお答えさせていただきます。

今、議員のほうがシミュレーションの比較においてというようなご質問の要旨でありましたけれども、実際の効果額ていいますか、それを図るには決算額でお示したほうがいいと思いますので、それでもって数値を報告いたしたいと思います。

ケースといたしましては、基準年度を16年度決算というふうに置いております。そして、17年度以降、集中改革プラン等でいろんな見直し等をやった結果、それを各年度の決算書との差額を出したもので報告いたしますと、経常経費で主な削減効果として上がってきたもの、人件費で約3億4,400万円、物件費で約2億2,600万円、補助費で1億5,800万円、扶助費で約1億500万円の削減効果が出ております。

逆に増加となったものといたしましては、他会計補助金に対する金額が1億2,200万円の増、それから、維持補修費で3,300万円の増というふうになっております。合計いたしますと、3年間で約7億4,800万円の削減効果があったというふうになっております。

それから、2点目の今後の削減施策についてと、それと、その削減額はということでございますが、全庁的には、引き続き集中改革プラン等で各種見直しを行っていくということになるかと思いますが、私のほうの答えとして、財政課所管といたしましての取り組みは、既に物件費の予算配当制を一般会計及び特別会計で実施をいたしておりますが、今後さらに物件費の一律削減を実施したいと考えております。その物件費の、仮に物件費の金額を10億円とした場合に3%一律削減した場合には3,000万円の削減額になるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

施設費につきましては、財政課長のほうから報告していただきますが、私のほうからは、いわゆる集中改革プラン等々についてのことでの答えを差し上げたいと思っております。

いわゆる行政改革を進めるに当たりまして、それを堅実に進めるために、各具体的な改革の集

中改革プランを策定しております。その中身につきましては、先ほど財政課長も話がありましたが、予算の配当制による物件費などの削減、それから、補助金の適正化、指定管理者制度の導入などによります民間委託の推進、公共料金の適正化、それから、職員の定員管理及び給与の適正化、特別職の報酬等の見直し、それから、公共工事の入札制度の見直し、町有地の売却等々、集中改革プランに掲げたものの推進及び、これを毎年ローリングしながら計画を見直し策定している実施計画の中での経費削減に対する取り組みなど、総合的に進めていくというふうにしております。また、有利な国、県の補助金、または起債による事業実施など、経費削減に取り組んでおるといふことでございます。

続きまして、数値は私どものほうでは、財政課長に譲りますが、歳入の強化対応結果と今後の強化施策について述べさせていただきます。

歳入の強化の対応結果ということですが、歳入の基本というのは町税ということになるかと思っております。集中改革プランでは、過去の実績などによりまして徴収率の数値目標を定め、これを推進しております。しかし、遺憾ではあります、一部を除きその徴収率において達成をされていないものがございます。このため、税務課におきましては、今年度から国税徴収官OBを採用して滞納整理のノウハウ、または、差し押さえの実務など現実的な対応をしていくこととしております。

また、県の税務課へ職員を派遣して滞納整理に関する研修をさせております。これらのノウハウを税以外にも広げ、その他の学校給食、保育料などの徴収にも生かしていきたいと考えております。

また、税収の増加策には、人口問題がございますが、浜口町住跡地のこれの有効利用といたしまして、1戸建て住宅による定住化事業を検討しております。これについては、今回、用途見直しのいわゆる都市計画上におきます用途地域の見直しに関する予算を計上させていただいております。都市計画決定による用途地域の見直しなどが今後の検討課題でございます。

定住化施策の目的は人口対策でございますが、これは、本町の大きな課題であると認識しております。しかし、本町は行政面積が小さいということもありまして、特効薬を見出すのは非常に難しい状況でございます。しかしながら、さらに、魅力ある町にして、住みたくなる町にするため、福祉、環境、教育、または、安全・安心など、全庁的にこれに取り組む必要性があると考えております。これ以外にも、事業を実施する場合は、繰り返しになりますが、国、県などの有利な補助制度及び起債について調査研究の上、財源の確保をしていくことが必要であり、このことを推進して財政負担を軽減していこうというふうと考えております。

次に、6月定例議会で大型事業についての考え方について、その基準についてのご質問がございました。これについては、事業規模、いわゆる総事業費で、おおむね1億円程度のものを大型

事業として定義をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、4点目のいわゆる退職手当債、これ昨年度は借り入れたが、今年はどうするのかということに関しまして。

昨年お示ししました財政シミュレーションのときにもご説明しましたとおりに、今年度においても借り入れる予定でございます。当初予算でもその分は計上いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

2点目の分ですが、数値の報告が漏れておりましたので、ここで報告させていただきます。

歳入では、町税が先ほどの決算ベースでいきますと約3億4,800万ほどの増になっております。それと使用料及び手数料で8,000万程度の増というような形で、その辺を經常財源の合計で見ますと約4億6,200万円の収入増という形になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

それでは、2回目以降、今の1回目の回答に沿って質問します。

今の回答の中で、ちょっと腑に落ちないのは、いわゆる16年度からの、16年度からの3年間では歳入に1番と2番の項目、歳入歳出、1番と2番の項目については、16年度からの3年間で歳出で7億4,600万、歳入で4億6,000万の効果があったということを考えますと、3年間で約12億の効果があったというふうな感覚でよろしいのでしょうか。まずそこを一つお聞きしたい。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

今申し上げました数字につきましては、經常経費、それから、經常財源という項目でとらえております。それ以外に臨時財源等が当然ありますので、その辺で差し引きをいたしますと、ちょ

つと投資的経費等の増額とかいうことがございますので、3年間の全体の合計でいきますと約9億3,700万ほどのマイナスというふうな形になります。この辺のところは、言うように臨時財源の分という形ですので、報告の中ではシミュレーションていいますか、集中改革プランで掲げとるいろんな取り組みについては経常財源分という形で理解いたしましたので報告はさせていただきます。

それから、歳入につきまして、経常財源分として約4億6,200万ほどの増ですよということですが、これは臨時財源の分を含めても大体同額の分が増という形になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

ちょっともう一度確認いたします。

3年間で歳出効果が7億4,000万あった。しかし、投資的経費いろいろ出ていって差し引きすると、逆に9億足らなくなってるていうのが歳出のお答えですか。そうすると、7億と9億足すと16億、ちょっとおかしな答えになるんじゃないかと思うんですけど、それが正しい答えならそれでいいんですけど。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

ちょっと分けて報告させてもらおうと、経常経費として約7億4,700万の要するに削減効果はありましたということです。ただ、臨時経費として、一つは大きなものとして、先ほど4点目に質問等されておりましたが、人件費の退職金分、こういうものが決算ベース、16年度決算ベースから見ますと、約5億7,100万ほどふえておるといような、そういう積み上げ式でいきますと、トータルといたしまして、臨時財源で約16億8,500万円、要するに増になったということで、そのトータル、プラス・マイナスでいきますと9億3,700万円、歳出がふえたという報告でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

16年からのいろいろなシミュレーションをやられて、いろんな活動をされて、集中改革もやられてる。私はしっかりそれを評価してる。しかし、今の結論だけを言うと、一生懸命努力して7億を落としても、計算違いで人件費が5億も出て、お金も投資的経費が9億足りませんと。何

の努力をしてたのかと。違うだろうと。投資的経費抑えて、7億を町民のためにフィードバックするのが町財政じゃないか。確かに必要であるかもしれませんが。そういうものは最小限ミニマイズして、せっかく努力して出した7億を宙に飛ばしちゃって9億も足りなくなってますっていう財政になってますっていう報告は、ちょっと腑に落ちないんですけど。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

ちょっと私のこの出した数字っていうのが、決算ベースでの報告でございますので、単年、単年での結果に基づいた数値ということで、今、言われるように、じゃ何なのかちゅうことであるならば、経常経費では、そういう削減に努めてきたということですね。ただ、臨時経費として、退職債なり、いろんな投資的経費等で16年度と比較すると、その辺は当然のことながらふえてきとる。その差し引きが結果として逆に9億の減になると。そのほか何かと言いますと、当然のことながら基金の取り崩しなりなんなりで対応してきとるといようなことになろうかと思いません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

わかりました。これ以上、また細かいところを質問するには、また、時期と場所を変えてやりませけれども。総体的に、今のお話を聞くと、芦屋町の財政は一生懸命努力をしても、努力をしても使うことが多いから貯金も崩して、大変な財政状況になってるよという感覚で私はとらえるしかない。努力7億もしてるんですよ、町民みんなで。物件費も落として、いろんな補助金もカットして。出すのを抑えなきゃ。投資的経費削りなさいよというのが、町民の願いだと思います。当然それが財政、健全な財政の方向だと思います。この辺については再度時間をとってしっかりこの後シミュレーションについての報告があると思いますので話をしていきたいと思います。これはもう皆さんおわかりだと思います。やってもやっても足りない足りないというような財政運営は、不健全としか言いようがない。

それでは、1番目の歳出の中で再確認します。

16年度以降集中改革プランで今さっき報告があったのは、人件費が3億4,000万、物件費が2億2,000万、億だけにして人件費3億、物件費2億ということで削減効果があった。全体7億のうちの5億、6億ぐらいここであるということであれば、今後のシミュレーション、削減の活動をするにおいても、人件費、物件費が大きな比重になるという考え方はどうでしょうか。削減対策。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

その辺が柱になるというふうに認識いたします。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

それと、先ほどの中では、将来にわたっての回答された中では、物件費については3%という回答をいただきましたけれども、同じように人件費のほうが大きな比重がある。これについての削減活動は、もっと効果を生むと思うんですけど、この辺の活動についてはどのように位置づけておられるのか、ご回答をお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

5年間の集中改革プランを定めました。目標年度、職員数155人に向かって現在削減を進行中ではありますが、実はこれ昨年度の定年外、いわゆる定年前の早期退職者が出まして、実は20年度の当初の職員数で155人に達しております。これ以上の削減はいかかなものかということで、この少なくとも集中改革プランの最終年度までは退職者を補充していこうと、同じ人数を補充していこうということで、今回もう既に職員採用試験の募集は締め切っておりますが、その辺で補充をしたい。

それから、23年度以降、5年間の集中改革プラン、また再度見直しがされると思うんですけども、とりあえず——とりあえずといいますか、職員は削減すれば、当然効果は出ると思えます。しかしながら、やはり役場の事務、いろんな住民福祉のための事務、これは、一定の職員が得らなければこれは達成することはできません。すべて臨時職員に任せるというわけにはまいりません。そういった観点からは、今回の財政シミュレーションでお示しするんですけども、23年度以降についても現行の職員数は維持していこうと、そのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

人件費の問題が出たんですけども、この4項目めで私のほうも退職債がありますので、今の質問に対しての内容については4項目めでさらにお聞きしたい。

1項目めの歳出の中で今回答がありまして、やはりこの7億4,800万が歳出で削減できた、歳入では4億では評価できたというのは、一方では集中改革プランをやって、これの効果が出たと思います。実際この集中改革プランでやってる具体的削減のいろんな進捗をしておるんですけども、この具体的な数値というのは、集中改革プランで上げた数値と、この現在このシミュレーション、実績として決算として上がってきてる数値というのは、ほぼ同一しているものなんですか。お答えください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

今言われるのは、集中改革プランで出された効果額とこの決算額あたりの削減効果とがイコールになつとるのかという質問。

ちょっと、この決算ベース、これはもう実数ですので、このままでしょうが、集中改革プランでの効果額の算定の方法でいいですか、その辺のところは少し若干違うかなと思いますので、大きくは変わらないと思いますが、どうリンクしていくのかという、その辺のところのちょっと検証はしておりません。申し訳ありません。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

今言われた集中改革プランにおけるいわゆる推進結果、目標を掲げてどうやったのかという内容です。それで、集中改革プランは毎年度、去年は18年度の達成率、今年度は19年度決算における達成率。この辺をずっと見ていっておるわけです。一応、目標を掲げた中でその19年度をどうやったかという内容については、19年度の効果額としてはいわゆる民間委託の推進、これは指定管理者の導入とか、公営企業の健全化とか、定員管理の適正化、給与の適正化、それから、経費の節減、合理化等々、目標を掲げた内容における19年度の効果額については3億7,500万、この程度の目標を掲げたものについて、これはすべてではございません。目標値を掲げたものについての効果額につきましては、3億7,500万集中改革プランの中でできたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

確かに全く数字が今すぐ、3億7,500万が出てこないっていうのは、これはもうしょうが

ない、いろんなどころで集中改革プランでないところでの効果もあると思います。しかし、ここで集中改革プランで一生懸命、職員も含めて町民の人にも汗をかいてもらってるわけですね。そうすると、集中改革プランでやったことは、決算にどういうふうに反映されてるっていうことは、きちんとリンクはされてなくても、実証できる体制はとっとかなきゃいけないと思います。これは、ぜひ町の財政担当の中で実証していかないと、やってもやってもどこに消えてるのかわからないという、そこまではないと思いますけどね、実際やって削減したものは、どこかであると思いますよ。じゃ、19年度にやった集中改革プランで3億以下に下がったものは、決算ではどこに落ちてるんですよ、決算でどれだけ落ちたんですよっていうリンクは、これは当然必要でしょう。何のための集中改革プランやったか、財政、決算へいい影響を起す。これは当然、ぜひリンクさせる、その回答ができるようお願いをしたいというのがこの。

集中改革プランで3億円を出されたということで、集中改革プランは21年度で終わるということで、3年前ですかね、やられた。PDCAを回して集中改革プランをやるんだよっていうことで、一生懸命努力された結果がいろんなどころ出てると思いますけど、実際一つでもいいんですけれども、PDCAを回して削減した項目があれば、その内容、活動内容、事例を教えてください。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

いわゆる強化をして次のステップに新たな問題点を抽出しながら次のステップに行って、また新たに計画をし直すというようなことが集中改革プランで上げたものすべてについて行っております。その中で、今、非常に効果が出ておるといのが、いわゆる契約の見直しです。契約に関する入札制度の見直しを財政課のほうでやられましたが、それに関する見直しの効果っていうのは、ちょっと数値については私承知しておりませんが、かなりの効果が出てきておると。これはまた今年度から、昨年度か、近々やられたことですので、これについてもきちんと精査をして、次のステップにかかろうと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

わかりました。同様に、次の歳入も効果がなかなか見込めない、効果としては実質ないという。当然、PDCAを回せば効果がない場合には、翌年度には目標値が、新たな目標値を示して活動すべきです。ぜひ、本当にこのPDCAを回して、歳入歳出両方が効果が上がるように望みます。

集中改革プランの関係で、最後になりますけれども、21年度が最終年度ということになっております。その後どのようにされるのか、今の計画があればご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

今、議員おっしゃられたとおりで、21年度が最終目標の年次です。これは、行政改革大綱も同じような形で21年度を目標の大綱を掲げているということです。したがって、22年度以降は、新たな改革プランというんですか、これをこの5年間を総括した上で、また改めてきちっとその22年度以降の計画を立てていくと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そういうことで22年度以降については、総括をして新しくつくるといいますが、いかんせん、今まで私がここ三、四年間、いわゆる官公庁のそういう計画を見てますと、その21年度終わって、22年の新しい年が来るまで、それは全く手をつけずに、そこに来てぽっと出てくるような嫌いがあります。ぜひ、これだけ重要な項目ですから、今からどういう組織体制でやるのかしれませんけれども、立案作成のメンバーをつくって早く実施していかなければ財政の再建、財政の健全化はならないと思いますので、この集中改革プランについては、早急なる次年度以降の——22年度以降の計画立案に入ることをお願いいたします。

1項目めの歳出削減の現状結果と今後の施策と削減額についての質問を終わらせて、2番目のほうに入っていきます。

2番目の歳入強化の対応策ということにつきましては、先ほど来、余り効果が上がってないような、達成していないというようなお言葉もありましたけれども、私が見ている限り、例えば、町営住宅なんかは、実際、裁判を残してきちんと取ろうとしているというような活動はここ二、三年見ております。

同様に、先ほどお話に出ましたように、給食費ですとかの滞納、ずっと何十年も払ってないというのがあると思うんです。この辺についても同じように、町でもそうでしょう。訴えてでもきちっと取っていくという体制は考えておられないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

税の関係からの滞納関係についての対策というんですか、その問題につきましてお答えしますが、一応、19年度の状況でございますが、徴収率関係については、全体的には若干の増でございますが、滞納関係についても年々、滞納金額的には増加をしております。このために現場の課員というんですか。全員での催促等を19年度行ったわけですが、その辺の効果が数字的には確認とれておりませんが、そういった対応をしております。

それと、先ほども企画課長が回答いたしましたように、今年度から国税局の徴収官OBを採用いたしまして、滞納整理関係につきましては、強化をしていくといった体制づくり、それと、職員1名を県のそういった税務課のほうに派遣いたしまして、半年間でございますが、徴収強化に今後努めていくといった体制づくりを考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

歳入強化については、いろいろな福岡市も北九州市の例も給食費を中心にいろんな強化策をとられております。ぜひ今度の新しい年度からこの強化策を実施しないと、取るものは取れないしいずれにしても意味がないということですから、ぜひ具体的な強化策を対応してほしい。

じゃ、この歳入強化の中の最後の質問になりますけれども、芦屋町の歳入の中で大きいいわゆる税そのほかの中で、以外でボートというのが大きな歳入の柱と今までなっておりましたけれども、現在は、歳入ということについては、見通しが立ってないというような状況だと思っておりますので、この考え、まず、正しいかどうか、歳入、いわゆる一般会計に繰り入れるという見通しは立ってないと思っております。

そして、これから先にその強化策があるかどうかということだけで結構ですから、再度ご質問いたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

芦屋町の財政の従来の子な基幹となるものは競艇の収益にかなり頼ってまいりました。近年ボートの売り上げ、特に、本場の売り上げが落ち込みがひどい。これは、全体的に業界すべてにわたりまして本場の売り上げが落ち込んでおります。あとそれをカバーしているのは何かといいますと、電話投票だとか、場間場外発売、こういったもので収益を補てんしておると、こういった状況であります。それで、芦屋町の今後の競艇事業による繰入金なりが見込めるかということにつきましては、今、財政計画で示しておりますように、後年度いわゆる施設会計に対して繰

り入れをし、なおかつ一般会計に繰り入れるような財政計画を示しております。しかしながら、この辺につきましては、二カ町施行組合からいわゆる施設使用料が入りましても、競艇施設会計の中で今後のいわゆる収支関係について安定的に運用していくために、競艇の施設会計におきまして基金を保有をいたしております。これについてある程度、いわゆる保有をしておく必要があるということで、初年度、ここ近年については一般会計までの繰り入れは考えておりませんが、後年度、いわゆる施設会計から一般会計のほうに繰り入れる、そういった財政計画をお示しをしておるのが現状でございます。交付金のほうは、ちょっときついというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今、1番と2番目の歳出と歳入の中での質問の中で、ある程度、明確になってきたのは、やはり芦屋町の大きな収入源になってるボートが近年、後年度というふうに言われてますけれども、私が、収支表を見る限り、五、六年後から入ってくる、それまではほかの他町と同じように財政には正しく厳しく対応しなければいけないという現実が浮かび上がってくる。特に、削減をしていろんな活動をやってきて3年間私もいろんな活動の中で見てきたんです。それで、7億ぐらい出てきて、相当出てきてると思ったんですけども、それを投資的経費で全部消えちゃって、むしろマイナスになってるという現実については、ちょっと一般質問しながらがつくりしております。ぜひ財政の運営についてももう少し、町民のお金、将来にわたる芦屋町を存続させるためにはもう少し慎重になるべきだということを申し上げまして、1番目と2番目の歳出歳入に対する質問を終わります。

それじゃ3番目に、財政計画でこないだ6月で質問したんですけど、一応ここで1億円以上の事業、これが大型投資という経緯をするよということでお話があったんですが、これは新規事業でしょうか。それとも補修も含むんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

新規、補修にかかわらず、総事業費で1億円程度といたしますか、1億円を超えるようなものについては大型事業として充てるという考え方でございます。それも1億ですが、一般的な修繕とか改修とかいうのは、財政シミュレーション上では1億円の、別途です。別途1億円の財源枠を設けて、その1億円の財源枠の中でそういった細かい都市設計費についてはやっておるという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6月の中でもちょっと基本的なところを聞きましたけれども、10億円は19年度から29年度の10年間で10億円を大型投資にかけるよと。次の年になるとまたローリングをして、新しい形で今度は20年度から30年度また10億かける。この10億、10億の大型投資の金額というのは、先ほど来、私がお話ししている歳出歳入の差額における投資的金額からできてると思うんですけども、基本はですね。この10億については下げる気はないんですか。大型投資については、10億ずっと持っていくつもりですか。厳しいときはもっと下げるべきじゃろうと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

これは、この考え方については、議員おっしゃられるように柔軟に対応して構わないというふうに思います。17年の、いわゆる16年度決算を踏まえた中で財政シミュレーションをしたところ、マイナス、10年後にはマイナス11億円の赤字という考え方がシミュレーションで出ました。いわゆる16年の当時の資料で言えば、10年後には芦屋町は破綻するんだという。そのときにその11億の解消、それから、今言われる大型事業に投資する枠としては10億円を限度とし、なおかつ10年後における基金の残高を10億はぜひとも確保したい。こういう考え方のもとにこれまでいわゆる30億の、今言うた11億と10億、2つの30億の財源を捻出するために集中改革プラン、行革に取り組んできました。その大型事業の枠の10億を下げる予定はないのかということは、これは、片一方で正味の基金の残高、これがどうなるとるんかという問題があります。だから、芦屋町のその財政については、その芦屋町における基金の残高、これによって、その大型事業についても検討するというようなことは考えられます。したがって、その本当にもうがちがちでこの基準ていうのは、全然変えられないものだという認識は持っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今、課長から回答がありましたように、確かに平成16年も私も議員のときの資料をきょうは持ってきておる。16年度には、そのままでいくと大変なことになるよってということで集中改革

プラン、それから、投資的経費をどのように落していきながら、平成26年度には17億の基金をためるちゅうこと。16年当初のシミュレーションまた違う。間違っていないでしょうね。17億ためるということで。去年示されたシミュレーションは、17億じゃなくて10億ためるといふ。ここであるほどセットバックしてるんです。それは違うんですか。

○企画課長 鶴原 洋一君

違います。

○議員 6番 今井 保利君

それをちょっと説明。私はちょっとそこの質問。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

一番最初に16年度決算に基づくシミュレーションをしたときについては、その大型事業については、その財政シミュレーション上の表中に入ってなかったんですよ。いわゆる大型事業の具体的数値については、最後のところの基金残高でお示しをしたわけですが、16年のマイナス11億じゃなくて、その後、今からこういうふうにやりますよって今言わっしゃった基金残高16億7,200万ですか——19億7,200万ですかね。16億7,200万で、今後見込まれる効果額として3億があるんだという中で19億7,200万の基金残高を見込むということで16年度のときはやっております。それで、その中で、19億ですので、約20億だということで片や大型事業10億、片や正味の基金残高10億という考え方でございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうすると、数字は、19億、17億、細かいところは別にしまして20億の基金合計があるということの中の基金としては10億であり、16年度からそういう考えであって、10億は大型投資にしてるといふ考えだったと。たまたまそれは、当時の16年度の資料には、そういう大型投資ていうのは表示されてなかったけれども、大型投資については、その中に入っているんだよと考えるとよろしいんですね。いいですね。

しかしながら、何度も私は言いますように、この大型投資を減らせば貯金がふえるんですよ。当然でしょう。今の話をずっとやっていると、そうですね。大型投資しなければいいんですよ、こういう財政大変なんだから。ミニマイズしましょうよ。最小限にしときましょう。本当に最小限の大型投資ていうのは、1億円以上の箱物をつくることですよ。やめましょうよと。私はこ

ここで言いたい。貯金を潤沢につくって、後世我々の芦屋町がきちんと残るようにしましょうよ。それが、本当の町民のための財政運営だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

大型事業につきましては、今現在進めております具体的な内容といたしまして、庁舎の改修事業、それから、これは、今後発生するであろう芦屋町のグレードアップに関する事業、これは、県に対する負担金ということになります。それから、町民会館の改修事業、それから、中央公民館の改修事業、この4つが今現在進めております大型事業です。それ以外には、もう実際に、もう終了した事業がありまして砂防堤の事業とか、耐震診断の事業とか、住宅の解体、移転の補償関係の事業、これは終了しております。ただし、庁舎改修につきましては、18年度からこれ取り組んでおりますので、いわゆる起債としては残っていくというようなことになります。

そこで、庁舎の改修事業につきましては、今のところでございますが、今のところ総事業費約10億で、この中でいわゆる今度新しいシミュレーションは、20年度から29年度までの10年間になります。この10年間で3億円ほどを一般財源として投入したい。それから、芦屋橋のグレードアップは、そのまま7,500万の負担金というような考え方でおります。

それから、町民会館の改修事業については、総事業費で3億でございます。10年間における一般財源は3,600万程度でございます。約15万ですね、1%ですか。それから、中央公民館の改修事業につきましては、5億7,200万のところを10年間のいわゆる一般財源、当初の持ち出しを含めまして7,900万、約8,000万の持ち出しです。これらは、5億に対して8,000万とか、3億に対して3,600万とか、いわゆる町の一般財源というのは、非常に少ないわけでございます。これは、なぜかというと、庁舎については防衛の補助金、それから、産炭地振興基金の取り崩しに関する補助金がございます。それから、なおかつ起債もございます。起債というのは借金でございますが、後年度地方交付税で負担がある起債ということで有利な起債でございます。

それから、町民会館につきましては、まちづくり交付金、それから、過疎債を充当と。この過疎債は100%充当で、そのうち70%は地方交付税で芦屋町に戻ってきます。したがって、30%の財源でできるというような有利なものでございます。

それから、中央公民館につきましては、防衛の補助、それから、町づくり交付金の補助、それから過疎債を充当いたしましてやっております。先ほど言いました過疎債については100%、事業費の100%のお金に来て、そのうち70%が国がその財政負担をしてくれるという過疎債でございますが、これが芦屋町が過疎の指定、いわゆるその人口が急激に減ったということで、

過疎の指定を受けました。過疎っていうのは、これを自立するために非常に有利に国のほうでも制度がございまして、この過疎債が、これは時限立法でございまして、平成21年度で終わります。これ平成21年度で終わります。新たに今法整備がされておりますが、22年度以降、芦屋町がこの過疎の指定が受けられるかどうかっていうのは、多分受けられません。これは、花美坂で住宅開発がありまして人口がふえております。したがって、もう次期以降は過疎債の適用はない。こういう有利なものがなくなる。こういう今の懸案事項の中で、できるだけこの21年度の中でそれをやっていきたいという考え方がございまして、このようなその4事業を今進めておるところでございます。

中央公民館については、その中で耐震化の事業も含めております。このように、芦屋町にとっての財産としてきちっと残していこうということで今対応しておりますので、議員のご理解をいただく次第でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

確かに言われますように30%の返済でいいから確かにお金を借りたほうが得だよと。その一面有利な起債っていうのは、よく聞くんですけど、わかりますけど、だけでも3割は我々が払わなきゃいけない。だから、ミニマイズして10億円も使わないで、5億、3億と、とにかく少なくしていきましょうという努力をしましょうという。10億を持ってるって10億を使い切っちゃうまでずっといくでしょう。それはやめましょうという提案です、僕は。そうしないと、先ほどの1問、2問に言ったように大変な財政になってるわけですから、削減しても削減しても投資的経費がでてるわけですから、投資的経費ここで抑えないと、芦屋町の将来ないんです。その趣旨をわかっただけだと思ふ。ぜひそういうふうにしていかないと、今はよくても、3年後に、私非常にもう不安でいっぱいです。やっていけないと思います、実際。

最後の4番目の質問に移ります。人件費、いわゆる財政基金の退職手当債を昨年度借り入れた。今後どうするのか。いや今年も計画どおりまるまる借りますと。私はこれについては、非常に疑問を感じております。今年の4月と3月の議会でも私ここで質疑の中で、こんなもん借りるもんじゃない。はっきり言いますと、これはサラ金なんですよ。今、鶴原課長がお答えになったように、借りたら70%から国が補助してくれるもんじゃないんですよ。逆に利子つけて全部返さなきゃいけないんです、3年間は。そう言いますと、今までの話の中でいきますと、このものを借りていることによって、3年間はこれのお金返さなくていいんですよ、据え置きなんですよ。ということはどういうことが起こってるかという、3年間は、この町の財政は借りてるから返さなくて

いいから、非常に投資的経費が出てくんです。その考えをよく考えてくださいよ。結局後世に支払いを残してるだけで、今は楽ですよ。これは絶対手につけるものじゃないと思う。

そこで、お聞きします。人件費というのは、義務的経費です。義務的経費というのは、通常、地方自治体、芦屋町のどこでも日本中そうです。その年の歳入で義務的経費を払うということ、私新人議員になったときに、きっちり教えていただきました、当時の財政課長に。これは絶対不文律ですと。この考えは芦屋町は捨てたんですか。義務的経費は歳入でその年に処理する。この考えについてはどうお考えですか、お答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

言われるとおり、通常の給料、手当、共済費、それにこの退職金を含めて義務的経費であります。本来ならば、当然その年度の歳入で賄うというのが大前提でございます。しかしながら、全国的に見ても、いわゆる団塊世代の大量退職で退職金がこの10年間非常に通常にないペースで支払わなければならない。そうすると、その年度の歳入でひょっとしたら補いかねないかもかもしれません。その人件費の先に税収をすべて人件費に充て、そして、あとのできなくなったから福祉をやめると、そういうことをすれば、そりゃつじつまは合うでしょう。しかしながら、この義務的経費を払っていく。それには、この大量退職時代を迎えて、全国の市町村非常に苦しい。このまんなま、こういう退職手当債なるものを考えないと、もうこの近々のうちに財政破綻を起こす市町村が大量に出てくる。そういったことも勘案して、この退職手当債という制度ができたものというふうに私どもは認識しております。国も本来こういう退職金とかいう消費的経費に起債を充てるなんていうのは、これは起債の原理原則から言ったら全くおかしいことです。しかしながら、やはりそういう現実がある。そして、この退職手当債は10年間に限っての特例措置であります。どこに対してでも貸すかという観点から言うとそうではありません。ちゃんと将来の定員人件費適正化計画を定めて、将来の総人件費の削減に取り組む団体、これがまず第一の要件であります。この点については、私どもの団体はクリアしております。

それから、個々の具体的に言いますと、国にないような給与制度を持っておる、端的に言いますと地域手当ですね。これ地域手当を国の支給地域ではないところで町独自で地域手当を出すということについては、おまえんとこ金があるからそういうことしよるんやろう。だったら、こんな起債なんか借りる必要ないじゃないかというようなことで、これをひとつクリアするために職員組合と交渉した結果、20年度から廃止ということで一つの条件はまたクリアしました。

それから、なおかつ、これ当然起債借りたら、議員言われるように、単なる借金というか、利子をつけて返さんにやいけません。それに対する交付税措置はございません。じゃ、その償還財

源をどうするのかというのは、この人員削減に伴って人件費の効果額が当然出てきます。その効果額が起債をしたときのトータルの償還額、利子を含めたところ、それ以上の効果が出てないと貸しませんよという、こういう書類上のチェックを受けるわけですが、19年度に借り入れた退職手当債については、そういうのをすべてクリアした。したがって、借りることができたと、そういうことであります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

原理原則では借りるべきじゃないということは、やはりひとつわかってるということ、私も確認しました。

私今さっきから言ってるように、16年度からのシミュレーションをここに持ってます。そのときには、臨時的経費で、人件費、退職金、平成26年度まではちゃんと退職金計上してるんですよ。私はそのときも一般質問しましたよ、大丈夫なんですね、人件費。大丈夫ですよ、払えますよ、ちゃんと貯金してますよ。基金が、退職基金なくなっても、我々はこれを払えるようになっていうことでシミュレーション表示したじゃないですか。そこの話は整合性は、借りれるということは条件はいいですよ。平成16年、17年、18年、毎年シミュレーション説明受けてますよ。この中の臨時的経費の一番トップの人件費、退職金っていうのは、このように手当をしています。だから、財政的にはいけますっていうことを言ってるのに、いきなり借りる。来年も借ります。有利、借りれるから借ります。退職者っていうのは、20年も30年も前から来年何人退職するかわかってるから、ちゃんと計算できて用意してたんでしょ。用意してなかったから借りるんです。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

当然、定年退職者ベースでいきますと、何年度に何人がやめ、どの程度の退職金が必要だと。本来その分を当該年度の一般財源にシワ寄せをさせないためには、退職基金というものを積み立て、その分から取り崩すことによって、当該年度の一般財源に影響は及ぼさないというのが、これが一番望まれるやり方というのはわかります。しかしながら、退職基金、当初は数十億ありましたがけれども、それを使うことによってどんどん目減りしていった。それから、数年前までは元金を7,000万積み立てておりました。昨年度からですか、その積み立てをやめました。これは、7,000万積み立てる、その財源をどうしたかちゅうと、一般の財源で用意できたわけ

ではありません。結果的にはほかの基金を取り崩してその分に回したと。基金のつけかえにすぎない。じゃこういうことはやめましょうということでもあります。

それで、今後、今年度以降、現在の退職基金、19年度末で4億2,600万、19年度末の退職基金の残高が4億2,600万です。それで、20年度の退職手当の見込み額、3億600万、21年度、2億200万、もうこの2年度で基金はパンクしてしまいます。じゃ、このパンクした後払わないでいいのか。そうではありません。20年度から27年度までに退職手当として今必要と見込まれておるのは15億あります。そのうち基金で使えるのは4億2,000万。そうすると11億の財源不足。退職手当に支払うための不足。これはどうするか。これは一般財源から持って来るか、もしくは他の基金を取り崩して支払っていくか、こういうことでもあります。以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

結果として、将来にわたって、また退職これだけ出るとかって言われてますけど、それは予測してた数字です。いいですか。何十年も前から予測してて、我々は議員として3年も4年も前から、このお金は大変だから、退職基金なくなるよ。何でも口酸っぱくして他の議員さんも言われてる。そしたら、他の基金からも取り崩して目的変えてもやっていってでもやっていこう。一般経費、いろんなものを削減していこうと思って言ってるのが7億出てきたんです。そのうちの人件費3億出てきたんでしょ、一番最初の質問したとき。それを充当しなきゃ借りちゃだめでしょう、帰結するところは。何のために、人が減ったから3億出てきたって、3年間。そのお金をためてから、退職金に出せば何も問題ないじゃないですか。投資的経費に出して物をつくったりなんかしてるから、結果的にはお金が足らなくなったって10億円の今後予測される中ではサラ金に手を出す。これは町民の人理解できないで私は言ってるんですよ。ぜひこの人件費の財政危機っていうのはわからない。急に起こった、地震が起こって、どこかが崩れた、災害が起こったからお金を借りるのは、わかるんですよ。何年も前からわかってて、積み立ててやってることでしょう。積立金がなくなるということも皆さん、十分知ってるでしょう。だからこうしますっていうことをずっと口酸っぱくして言ってたじゃないですか。国が有利な条件出したからってすぐ飛びつく。それも満額借りる。今年20人の予測してて、20億を予算に計上してたけれども足らなくなった30人だったから、この10億を借りるんだったら、まだ理解できる。違うでしょう、今の財政は。借りるだけ借りたいというんでしょ。結果としてこの3年間は、財政的には非常に格好いいですよ。何でもできますよ。公民館でも何でも建てかえられますよ。おとめごかしやね、これね。そう思う。ぜひこの人件費については、業務の見直しをして、先ほど来、なし

て人件費かっていうと定数管理、必要な業務、芦屋町に住民サービスに必要な業務ていうのは何かていうのをもう一回洗い直すというのが第一段階、これしばらくやってない。これをぜひやってください。その上で、芦屋町の定数管理ていうのが、きちんとして法律で決められてると思います。必要な人員は何人なのか。もう何年も議案にかかってないでしょう、定数管理。今の1万6,000人の人員に対して何人の職員が必要なのか。何をサービスしなきゃいけないのか。財政大変だから、ミニマイズしていくということをやらないと、人件費ていうのは一番大きいから、財政破綻の一番最初になってきますよということです。ぜひ安定した財政をつくる上でもその辺を検討に入れて、今後の運営をお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、11時10分から再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

7番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

おはようございます。7番、川上です。まず、妊婦健診について伺います。

2007年の8月に奈良県でかかりつけ医を持たない妊娠7カ月の女性の胎児が、緊急搬送中に死産したと報道されました。かかりつけ医を持たなかったこの女性は、7カ月まで妊婦健診を受けていなかったこととなります。妊婦健診は、妊娠中の母体と胎児の健康確保のために必要な健診で、妊娠初期から分娩するまで約14回程度の受診が必要とされています。しかし、妊婦健診は、医療保険適用外のため、1回の受診で平均5,000円以上、高いときは1万円もかかり、出産までの健診に要する平均負担額はおよそ12万円とされています。妊娠とわかって、経済的理由から初診を遅らせたり、妊婦健診を控えてしまう人も多いと聞きます。

厚生労働省は、妊婦健診の回数について、公費負担は14回程度が望ましい。財政難でも5回程度が原則であるとの通知を出しました。芦屋町では、今年の4月から3回実施となりました。しかし、福岡県内の自治体は、56自治体が5回の実施を行っており、3回以下は8自治体で、

その半数が遠賀郡4町となっています。

岡垣、遠賀町は、5回実施を検討していると聞いています。少子化の要因の一つに、子どもが欲しくても出産からお金がかかって大変であること。保育料、教育費のことを考えると、簡単にもう1人とはいかなない経済的負担の重さがあります。

特に、非正規雇用がふえ、収入が不安定な若い世代にとっては妊婦健診は多大な負担となっています。今、全国各地の自治体では、9割の自治体が妊婦健診の5回以上を公費で負担しています。助成回数が多いのは、16回の北海道津別町、長野県木曾村、島根県邑南町の3自治体、14回から15回は86市町村となっています。この芦屋町においても安心して生み育てられる町にするため、子育て世代の切実な声を受けとめるとともに、少子化対策としても妊婦健診を拡充することが必要と思います。

そこで、次の点を伺います。公費負担の回数をふやすことについてどう考えているのか。2、助産院や里帰り先での健診への公費助成についてどう考えるのか。

以上、伺います。

次に、芦屋町内の公的住宅の問題について伺います。

江川台にある雇用促進住宅は、雇用保険の雇用福祉事業により整備した勤労者向け住宅として昭和59年に2棟80戸建設され、公営住宅の代替的機能を果たしてきました。しかし、2007年6月の規制改革推進のための3カ年計画と同年12月の独立法人整理合理化計画で2021年までに雇用促進住宅も譲渡廃止を完了させることが決まりました。

全国では14万戸、35万人が住む雇用促進住宅が全廃されます。その後さらにできるだけ早期に廃止すると変更して、次々に前倒しを行い、今年の4月には一挙に全住宅の半分程度を一方的に廃止することを決定しました。

福岡県内では、28住宅、2,740戸が2008年度までに廃止されます。居住者の入居計画打ち切りが進められ、まともな説明がない中で一方的な退去を迫られる人たちも生れています。このような中で、入居者からはまともな説明もせず一片のチラシで事実上の追い出しをするのは居住権の侵害だと怒りの声上がり、全国各地で反対の運動が行っています。

江川台の雇用促進住宅の廃止についても町に対して雇用能力開発機構から譲渡廃止時期について等の協議があつてるとは思いますが、進捗状況と町の対応はどうなっているのか伺います。

次に、芦屋町町営住宅ストック総合活用計画について伺います。

ストック計画の当初計画では、浜口、高浜、鶴松団地を3棟の高耐住宅に建替え、その中で住宅戸数を746戸に減らし、高浜団地跡地を宅地分譲を前提とした民間への売却を計画していました。前期の期間の新緑ヶ丘団地の98戸は建設されましたが、残りの高浜団地、鶴松団地については、国の補助制度の改定や町財政の悪化等により事業の中止や変更に伴い2011年に計画

を抜本的に見直すことが必要となっています。浜口、高浜団地の建替えが頓挫した中で、住宅戸数の削減や団地の跡地の活用についての基本的な考えについて次の点を伺います。

芦屋町町営住宅ストック総合活用計画では、現在833戸ある町営住宅を746戸へ削減する目標があるが、どのように減らすのか。町営住宅跡地の活用について、民間への売却も考えているようだが、その方向性について伺います。

以上、公的住宅問題について3点を伺い、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。健康対策課長。

○健康対策課長 小野 義之君

まず、妊婦健診の公費負担の回数をふやすことについてお答えをいたします。

妊娠中の母体の健康維持と胎児の健やかな発育を促す目的で妊婦一般健康診査の公費助成として本年度今3回分を実施しております。この回数につきましては、昨年度の2回から本年度1回ふやしたものでございます。ただ、20年度におきましては、北九州市が7月から5回、中間市が10月から6回に変更されております。また、今年の5月には、福岡県のほうから5回の実施について取り組むような要請があっております。

そこで、現在、遠賀郡の各町では3回の助成回数ということで、議員さんの指摘にもございましたけれども、回数の見直しを検討いたしておりまして、他町では21年度に5回の公費負担を実施する予定と聞いております。そこで、芦屋町では21年度事業費として妊婦1人当たり3万4,000円の健診公費負担額をただいま実施計画に計上いたしておりまして、これによりまして5回の助成が実施できるものと考えております。

それから、2点目の助産院や里帰り先での健診への公費助成についてですが、今まで希望される方がおられませんでしたので実績等がございません。ただ、今後の動向を見て必要があれば妊婦一般健康診査と同様に公費助成する方向で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私のほうからは、公的住宅問題の要旨1点目と要旨3点目のご答弁をさせていただきます。

まず1点目は江川台の雇用促進住宅廃止の経緯及び町の対応というところでございます。

先ほども議員からも説明がございましたが、独立行政法人雇用能力開発機構が運営します雇用促進住宅は、平成13年12月の閣議決定で特殊法人など整理合理化計画によりまして、当該住宅が現に入居者がいることを踏まえた早期廃止とされております。その後19年6月の閣議決定

で民間事業者の知見、ノウハウを活用し、住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を確実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了するとされております。

同じ年、19年の12月の閣議の決定では、平成23年度までの廃止住宅は、全体の2分の1程度に前倒し、廃止決定するとともに、売却業務を民間に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を講ずるといふふうに国の閣議の中でこのような形で決定をしております。

このような経緯がございまして、昨年、財団法人雇用振興協会のほうから雇用促進住宅芦屋宿舎、これは全体で80戸ございますが、これの有償の譲渡についての検討依頼がございました。この住宅の現状などにつきましては、当初は入居者は多くありました。平成16年度は65%、その程度の入居率があったわけですが、その後、減少が続いておりまして、平成19年度には30%を切り、本年度は残りの世帯が19世帯になる見込みであるというご報告を受けております。そのことは、学校、それから、公的機関が遠いことや、公共交通機関の不便さにより不人気というようなことが考えられようかと思っております。

そこで、譲渡金額については、実勢価格の2分の1程度となるということでもございました。建物につきましては、おおむね1億5,000万ほどになるのではないかと試算をしました。

また、土地もございまして、これについては、評価による金額となります。このため一定の財源の確保が必要になるという前提がございまして、1億円以上もの一般財源が必要となり、かつ入居率が低い状況であれば、今後、維持管理費の問題も出てくるということが考えられます。

また、この住宅については、エレベーターの設置がないということもございました。片や、本町の町営住宅の保有率っていうのが、他市町村に比べ高いというような事情もございまして、これらを総合的に判断をいたしまして、20年3月に譲渡には応じられない旨の回答書を提出したところです。

その後なんですけど、いわゆる雇用振興協会につきましては、今後は、民間譲渡について検討をするという予定であるということも聞いております。その後、本年度に、いわゆる雇用促進住宅のほうから退去については、それぞれの契約にもよりますが、平成22年7月にかけて実施になるというような報告を受けております。

また、同協会からは、退去について説明会を開催するが、芦屋町の町営住宅への優先入居ができるかどうかの打診がございました。これにつきましては、建設課と協議、調整の結果、相談には積極的に応じる。ただし、所得制限外住宅もございまして、所得に関する問題もございまして、入居の確約は難しい旨の通知を雇用振興協会のほうにしたところです。

そして、今回でございまして、今回の9月の定例会におきまして、これはもう建設課のほうですが、町内者に限る所得制限外住宅の所得制限を撤廃して、入居要件を緩和することで雇用促進

住宅の入居移転が可能となる措置をするようご提案を現在しておると。これが全体の流れでございます。

次に、要旨3点目の町営住宅跡地の活用について民間への売却も考えているようだが、その方向性について尋ねるということでございます。

これにつきましては、芦屋町のマスタープランである総合振興計画の中の基本計画に浜口町町営住宅跡地につきましては、ストック計画活用見直し結果によっては民間等に売却する。それから、過疎地域自立促進計画では、町営住宅建替え後の跡地の売却を行い、1戸建て住宅の建設を促進する、このような町の計画を定めておるところでございます。このような計画につきましては、従前から議会にもご説明をしてきたところと承知しております。このため、人口政策、税対策、これは住民税、固定資産税などでございますが、これらを効果的に進めることを目的にいたしまして1戸建て住宅による人口の定住化を図っていく方向性により売却など具体的な検討を今行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

公的住宅の問題について、先ほど企画課長のほうから江川台の雇用促進の廃止について、町の対応はどうなっているのかということ。これにつきましては、企画課長のほうから答弁がされたので、内容的には今回、所得制限外の住宅の管理条例の改正についてということで上程しておりますので、これを可決していただきましたなら、入居に関しても手続が可能となってくると、そう思っておるわけです。

それと、2点目の町営住宅ストック計画で、833戸ある町営住宅を746戸に削減する方針であるが、どのように削減していくのかということでございます。

このストック活用計画は、平成13年度に策定をしまして、19年度に見直し、中間見直しを行っております。現在、その見直し案を町のホームページに掲載してパブリックコメントで住民の皆さんの意見をいただくよう手続を行っているところでございます。

この報告書の中で、目標戸数746戸、当初現況の833戸より87戸減としますということをやっております。戸数の減の手法ですが、この中間見直しの報告書の中でも書いておりますけれども、鶴松団地及び高浜団地は、建築基準法、新耐震、これは昭和56年以前に建てられた建築物であり、コンクリートブロック造の耐震診断に対する適切なマニュアルが見当たらないため、地震に対する安全性の確認ができていません。このことから、入居者の安全性を確保するため、高浜団地は新たな空き家募集は行わず、ほかの町営住宅への移転を推進しながら、空き家に

なった住棟、各棟ごとを順次解体撤去する方針です。

鶴松団地は高浜団地の解体撤去までの間、現状のまま活用しながら、将来的には建替えを前提に、次期計画において検討することとしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、妊婦健診について伺います。

一応、芦屋町でも5回行うということでした。それは大変結構なことで、ぜひ実現をお願いしたいと思います。

ちなみに、今聞きましたように予定回数が4回以外の自治体というのは、全国で172市町村あり、また、そのうち70市町村は芦屋町のように見直す計画をとっております。最近8カ月で約5回こういった妊婦健診を行う自治体がふえてきているといえます。急激に充実されてきております。東京の23区では、21区が14回分を公費負担しているというこういった状況です。妊婦健診は、妊娠3カ月から6カ月に月に1回のペースで受診して、それ以降は3週間に1回、2週に1回と回数がふえ、出産までに12回以上受けるといった状況です。

こういった中で多くの町が妊婦健診を5回以上行っているということ。芦屋町は、今年の7月から1回ふやして3回になったということですが、当初私たちも大変喜んでいたわけなんですけど、6月議会を見ますと、福岡県内でも相当の自治体が5回、6回に変わるということで、そういった点では芦屋町、また、この遠賀郡4町は大きく取り残されるという状況になってますので、ぜひこれを早期にかえていただきたいということで、今回一般質問したわけなんですけど。来年度から行うということで、ぜひ拡充に向けてもよろしくお願ひしたいと思います。

助産院への、また里帰り先での妊婦健診の実施という点では、今まで芦屋町ではなかったということなんですけど、確かに少ないというのは実態だと思います。東京23区では、助産院の健診が12区、里帰り健診が20区認められている状況なんですけど、これは全体的にすれば1%から2%、そういった状況です。しかし、その1%から2%といっても、やはりそこには、子どもの命があるわけですから、当然やっぱりそういった門戸を開いて、そういった方々が里帰りしたり、助産院で健診ができるという、そういったことが私はそれは必要ではないかと。

これについては、厚生労働省のほうも、先ほど妊婦健診も5回以上という通達があつて厚生労働省も通達があると言われてましたが、07年の6月26日の都道府県政令市特別区の母子保健担当宛てに妊婦健診の公費負担の取り扱いについてということで、一部の自治体より助産院における妊婦健診の取り扱いについて照会があつたんです。そして、適切な取り扱いが図られるよう

に、都道府県におかれては当該趣旨について基幹課市町村への周知をお願いしますよと。そして、妊婦健診の望ましいやり方については、病院、診療所、助産所などにおける妊婦健康診査の公費負担については、当該通知の趣旨を踏まえて適切に対応されたいということで、国としても、厚生労働省としても、この助産所における健康診断を公費の対象に含めるということ、そういった見解です。

ちなみに、今全国的には、助産所を公費負担の対象としている市町村は、418市町村、4分の1程度ですけど、さらに今ふえているという状況です。そういった点では、必要があれば検討するということですが、数は少ないと思うんですね。そういった門戸を開いていけば、今後もやっぱりご婦人が安心して出産のときにそういったところの窓口が広がりますので、少子化対策の一環としてもぜひとも実現をしていただきたいというふうに思っています。

そういった点で検討するということですが、大都市では、こういった少子化対策に対する政策が拡充されている中で、地方ではこういったものがおこなわれているという、そういった点では大都市と地方との間に格差がさらに広がるという、そういったことも考えられます。そういった点で、ぜひこの妊婦健診の助産院の適用にも実現を図っていただきたいと思いますが、その点、町長がこういった点では一番その見解、町長の見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員、ご指摘のとおり、今実はちょっと話が逸れてしまいました。昨日、助産院さんとお会いする機会がございまして、たまたま川上議員のご質問があったのでいろいろお聞きしたんですが、知らない人が多いと。いわゆる助産院、里帰り先での健診の公費助成についてその助産院さんが言われてたのが、知らない人が物すごく多いんですよということで、ああそうなんですかということで、やはりこれは、広く広報等いろんな形の中で皆さんに助成できますよという形のお知らせをしなくてはいけないなと思っておるところであります。

それから、助産院さんの助成につきましては、先ほど課長答弁いたしますように、公費は助成すべきと考えていますので、その方向で検討はしたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

きょうの午前中の質問で、財政的な問題も言われてましたけど、大変厳しい中でも、こういった本当に弱者に対してこういう政策というのは思いますけれどもこういった意味で、地方の財政

の厳しい中で、こういったことをするのは大変だと思います。これ自体も1997年ごろの市町村に国と都道府県では妊婦健診の補助金が出ると直接的な財政補助でした。ところが98年から全額地方交付税で補うことになり、この交付税自体は、ご存じのように使い道の縛りがない上に、この間大幅に減らされてきているという問題があります。国は、5回も交付税分は措置していると。だから、地方もせえというふうに言ってますが、地方にしてみれば、交付税が総額が削減された中でそういったことをやるというのは、本当にやっぱり苦勞のいることだというふうに思います。それで、やはりこういった点では、国がやっぱりこれにどう責任を果たすかという、そういったことが一番大事なことだと思いますが、8月の22日に、舛添厚生労働相は、妊婦健診を公費負担の増額について、国としては今度は14回分の負担をし、無料で受けられるようにするという考えを示しました。2009年度に予算の概算要求の中で具体化されるよう考えていると。そういった点では、国が14回分を無料で受けられるという方向を出した場合、こういうことが交付税措置されたというふうになれば、芦屋町ではその14回の公費負担の実現ということについては、どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康対策課長。

○健康対策課長 小野 義之君

ただいまのご指摘は、国が今14回まで見るような財源措置ということで、厚生労働省のほうから言われた内容なんですけれども、当然そういった財源措置がなされて、それに見合う財源さえあれば、当然やらなければならないというふうに考えております。一応、今後の動向を見た中で前向きに考えたいと思います。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

要するにこのままでしょうから、一応、厚生労働大臣もこういった見解を述べてますので、ぜひこういった公費負担14回が実現すれば、本当に子どもさんを安心して出産できる、そういった体制をこの芦屋町でも充実させていただきたいと思います。

本当に、やっぱり今出産にお金がかかるという、こういった声も上がってます。やはりこうした不安を取り除かないと、少子化対策は進まないんじゃないかというふうに思います。今回の妊婦健診無料化への流れは、大変評価できることです。一層の充実のため、やはり14回の全額無料化と、また地方での産婦人科をふやすこと、こうしたことを含め国の役割を果たさせることがやっぱり必要だと思います。そういった点では自治体も国に対して声を上げていただいて、こういった施策が実現するように努力していただきたいことをお願いしましてこの質問を終わります。

続きまして、公的住宅の問題について伺います。

まず、雇用促進住宅の問題についてですが、これは、先ほども言われましたように、基本的には、国また雇用能力開発機構、こういったところの問題です。ただ、先ほども言われましたように、約19戸の芦屋町の雇用促進住宅に入居している方が、一定の期間で退去しなきゃいけないという問題が出てます。芦屋町では一応、町営住宅に入れるようにするそういった方向で今回の条例改正も含めてこの対応をしているところですが、この雇用促進住宅から芦屋町の町営住宅へ入居したいという、そういった考え方を持っておられる方、どのくらいいるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

先般この雇用促進の住宅の入居者の方は3名おられました。3名の方、その中で、その当時は条例がまだ今提案されてるような状況ではありませんでした。所得の制限があります。所得がそれ以上あればということで、1名のみ丸ノ内住宅に現在移転手続きがされております。

それと、一般町営住宅につきましては、現在、公募をしておりません。これは、先ほど申し上げました高浜団地等の住替えや浜崎団地、これは耐震の問題で住替えが出てる。そういう関係から一般町営住宅の公募はしておりません。制限外については、望海、丸ノ内等が若干空きがありますので、今回条例改正がされれば、そういう手続きは進めていけるかなど、そういうことで考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

今後、退去期間が迫る中で、いろいろ問題になってそういった入居者の方々も出てくるかと思えます。やはりこういった雇用促進住宅の方、19世帯おられますちゅうことですが、1世帯も路頭に迷うわせないという、そういった観点から、ぜひ町としても対応を十分していただきたいというふうに思います。

それで、一つ、この問題について町長の見解を1点伺いたいと思います。雇用促進住宅が先ほども言いましたように、当初の移転就労者用宿舍としての役割に加えて、政府みずから住宅建設設計に位置づけしたことでも明らかにおり、国の公的な住宅の重要な機関として、重要な役割を果たしてきました。そのもとで入居してきた、そして生活した住民は、公的住宅での安定した住居生活を期待してきました。その後、閣議決定で廃止が決まり、昨年3月の能力開発機構の文書では、15年後に廃止としていたものを急遽前倒しして廃止決定を行って2008年度に半

分を廃止するという、こういった決定になりました。私は、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法25条の立場に立ち、また借地借家法の第28条の建築賃貸契約の更新拒否等の要件の中で保障されている居住権を政府がやはりちゃんと保障すべきだというふうに考えます。

住まいが権利であるということは、世界人権宣言で日本政府も批准している国際人権規約でも認められています。最近では1996年に開催された国連人間居住会議では、負担可能な費用で安全で健康的な住宅に住む国民の権利や住宅環境改善への住民参加等、国民の適切な住まいに住む権利を確認するイスタンブール宣言も日本も含めて採択しております。

憲法や国際法でも保障された人権である入居者の生存権、居住権を踏みにじる雇用能力開発機構のような横暴で強権的なやり方は、やはり私は絶対に認めることはできないと思います。

舛添厚生労働大臣は、日本共産党のこの問題についての申し入れに対して、入居者の声を聞き、説明会をちゃんと開き、一方的な形で入居者を退去させることのないよう大臣として指示をしたと。ご高齢だったり、身体障害があったり、困っている人の声をよく聞き、よく説明して手を差し伸べて対応するように指示しますというふうに約束しました。こういったぐあい町内で廃止計画がある中で、町長はやはりこういった雇用能力開発機構の住宅政策のあり方についてどのように考えるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

とにかくこの雇用促進住宅の件は国が決めたことでございます。これを一町村がとやかく口を挟む問題ではないと、こう認識しております。ただ、今さっきから課長が答弁しておりますように、長年芦屋町に雇用促進住宅居住されておられます。そして、一方的にいわゆる退去が決定したということをもちまして、町としても何らかの方策をとらなければならないということに立ちまして、今9月議会にその条例改正の改正案を提出させていただいておるわけでありませう。

芦屋に住みたいという強い気持ちの方が何人も陳情に見えました。やはりそういう強い気持ちに、やはり我々はこたえなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

芦屋でも十分な対応をしていただけたらということと、それと、そういった公的住宅に住んでる方には、先ほども言ったように、居住権、そういったものが発生して、やはり国とか県とか町

とか、そういったところの都合で住宅を撤去し、立ち退かせるという、そういったこと自体には、やはり法的な縛りがあるという、そういったところがあるということですので確認したいというふうに思います。

続きまして、芦屋町の町営住宅の問題についてですけど、まず、空き家を順次移していくという、そういったことと、高浜町住の解体を行うというふうに言われてましたが、当初は3棟の高対住宅をつくるということになってました。この3棟の高対住宅が1棟になって、それから、耐震問題で浜崎の団地、これも24戸が耐震診断の結果を踏まえて他団地に移る、町営住宅に移るということ、そういったことになっています。そういった点では、鶴松団地の建替えはまだ検討課題として具体的でない中で、高浜団地の132戸の他町営への移転を推進しながら解体していくという、そういったことが本当に可能なのかということをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

まず、今はアバウトですけども、高浜団地に入居されておる方大体100世帯、現在住戸の公営住宅の空き確保をしてるのは50戸程度。現実的には50戸不足している。ですから、50戸の空き確保がある程度想定できましたならば、そのようなお話を高浜団地関連の方々にお話をして、随時、空き家になれば、取り壊していくということになるろうかと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

あと50戸不足しているということですが、町としてはこの132戸をすべて解体していくという、そういったところはどのくらいのスタンス、何年程度でやられれば良いというふうに考えているんですか。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

町としては、今現在、ストックの活用計画の見直しを今現在やって、先ほど申しあげましたように、パブリックコメントにかけております。これは、9月の22日までとなっております。その後にもまた、5年後に同じようにストック活用計画については、見直しのローテーションを5年ごとにやります。その5年周期であれば、当然ちょっと間に合いませんので、町としてこの現実的にコンクリートブロックが耐用年数相当もうたっております。耐用年数を経緯した中で、高浜

の住宅の安全性はどうかというようなお話をしながら、これは進めていかんとならん。ただ、年限については今のところ何も取り決めはありません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、ストック計画の見直し案を今出されていますが、この中の3ページの3の中に、町営住宅の適正な管理戸数という、そういった中では、将来町営住宅戸数について、当初計画では新たな建設建替え計画を含めて746戸となっているが、町財政の状況において現時点で新たな建替え計画の事業化の目処がたてられないため、老朽化した団地の解体撤去を先行するというふうになっています。その中で高浜団地132戸の解体撤去が完了した時点で701戸、鶴松団地57戸の解体撤去が完了した時点で644戸というような数字が出ています。これは今度の見直し計画の中で746ではなくて、こういった701戸、また644戸、こういった戸数が適正管理戸数だという、そういった考え方も持っているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

現時点では、あくまでこれは高浜団地を解体撤去をしたケース、鶴松団地57戸の解体を完了した場合と、そういうようなケース、あくまでそういうケースになればこうですと。先ほどから申し上げておりますが、現時点での町営住宅の将来管理戸数は746戸でございます。ローテーションの中で、まだこれ先ほど申し上げましたように、鶴松団地は、高浜団地の解体撤去までの間、現状のまま活用しながら将来的には建替えを前提に次期計画において検討するとしております。ですから、その中では鶴松の団地をどうするのかというような議論がこれまた出てくると思えますし、その中での戸数決定がされると思えます。現時点での計画はあくまで746戸でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

わかりました。それでは、746の戸数が適正戸数ということで確認しておきます。

続いて4の7、これは浜口団地の高浜団地の跡地活用、その中で、当初計画では、高浜団地跡地は宅地分譲を前提とした民間への売却を予定していました。しかし、この見直しの中で、高浜

団地が建替え対象団地でなくなっても解体した跡地は民間への売却ということになるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

まず、ストック活用計画の見直しの中で、跡地活用が示されておりますけれども、この中では、一応、民間活力の活用を推進するために用途地域の見直しをするということで、あとは時間をかけて連携を図りながら推進する必要があるため、本計画による検討対象から外すとしております。ですから、ストック活用計画からこの跡地活用については、現実的にはもう外していこうというようなことで、ストック活用計画の中ではまとめとしてつくっております。

あとは、この跡地利用につきましては、企画課、それと建設課を含めまして、今からいろいろ詰めていこうと、提案を受けていこうというスタンスでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

今の高浜団地の一番最後に3棟を建替えて、最後に売却するという計画から、それが変更された中で、浜口、高浜団地、今の跡地ですね。そこも今回は民間の売却という、そういった対象になるということでしょうか、違いますかね。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

高浜団地が解体撤去されたならば、そういうような計画になると思います。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それで、今の浜口の団地跡地を売却としても、面積的に見てなかなか十分ではないんじゃないかというふうに私も感じるわけです。例えば、民間に売ることになれば、今の浜口の跡地とそれと高浜の団地、取り壊した跡地、それを含めて民間への売却ということを町は選択肢の中に考えていますか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

三とおりほどいわゆるあるのかなというふうに考えております。一とおり目ていうのは、今更地になってるところというんですかね、を対象にするていうのが1点目。それから、二とおり目としては、ちょうど真ん中辺に松林の集中したところがあります。あの辺が区切りがいいのかなと。それを含めてやるという考え方、最後に議員おっしゃるように、高浜、浜口団地、一括してやるという考え方。その一括してやるということになると3万5,000平米ぐらいありますので、3.3で割るんですか。かなりの坪数にもなります。したがって、そういう形で、私どもはそういう形が一番適当かなというふうには思っております。ただし、実際に建設課長おっしゃったように、いわゆる100世帯、人数にして129名の方が今現在住んでおられます。だから、この住んでおられる方たちが移転ないし退去をしていただかなければ、この全体を開発して売ることが不可能でございます。

また、2番目に言いました、そのちょうど中央にある松林までの間、高浜団地の一部と浜口団地と一緒に並行して売却するというのであれば、開発面積としては2万3,000平米ほどになります。その辺が適当かなとは私どもも思っておるんですが、何せそこにも42世帯、78名の方が現在住んでおられます。したがって、今現段階で検討を進めていますのは、現在取り壊した部分から売却を進めていってはどうかという考え方です。今現在更地になっておる部分が1万4,400平米で4,300坪ぐらいになります。したがって、そういう入居者との絡みもあり、また、人口対策でできるだけ早くそういう措置をとったほうがいいのではないかとこの考え方もございます。今現在では、その現在更地になっておる部分からそういうことで民間に売却等、これは売却にしてもいろんな検討しなければならないというふうに思っておりますが、そういう形で進めていこうということで、今現段階では計画をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

今の答えの中で、鶴松団地も含めてということでしょうか。資料の4、宅地図が出てますよね。これは鶴松団地と高浜団地と浜口団地、この3つを売却するという、そういった過程として、その区画整理するかという、そういった地図が出て、最後に出てきますけど、そのことを言ったんじゃないですか、一つの案として。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

今、売却のお話は、あくまで浜口と高浜団地でございます。鶴松については、ストックの中でも一応これは高浜の解体撤去が終わるまでそのまま持っていこうと。そして、次の見直しの中で建替えとか、そういうものを含めて検討しようということになっております。鶴松分は、あくまでケースとして絵的資料として渡した経緯があると思いますが、それは今回の売却の構想の中に入れておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

入っていないとのことですが、こういった資料を鶴松も含めてかいてあるのはどういった意図かなということをおっしゃったんですね。例えば、この中を読んでも、鶴松は建替え団地の対象として残すというふうに書いてありますので、そういったことはないと思いますが、一応こういった図面も出てきてますので、ちょっとそういう点を伺ったわけです。

浜口と高浜にしてみれば、確かにここにいろいろな分譲計画が出てます。ただ、今やっぱり芦屋町の町づくりから観点から見れば、やはり芦屋町に芦屋西部側については、十分な商業集積地、スーパーとか、こういったものがないわけですね。こういった中で、仮に浜口、高浜を分譲住宅としてこれだけすべてを宅地化したとしても、果たしてそういった利便性のすぐれないところに来るんだろうかと。こういった区画整理をして町が投資しても十分な効果が上がらないという、そういったことも考えられるので、やっぱり当然、この中にも書いてありますが、商業集積地、そういった部分を含めた考え方というのがこれ出てくるのではないかと思います、その点はいかがですか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

この地域の都市計画上の用途地域は、緑ヶ丘7街区と同じ色ついていますか、いわゆる第1種の中高層住居専用地域に今現在指定されております。したがって、今、言われましたいわゆる商業的な施設は、たしか500平米ぐらいの施設は可能だったとは思いますが、一般の事務所みたいなやつは建てられません。したがって、この地域については、この用途地域の課題が一つはある。したがって、そのことについて、今回、9月の定例議会で、これは予算ですが、都市計画関連の予算を計上しております、これにより用途地域の見直しを進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

こういった点で、一番理想的な考え方としては、浜口跡地と高浜跡地を含めて売るという、民間に売るという、売却するという。これは町が整備するのか民間がするのか、そういったことは国の論議でしょうけど、そういった考え方ちゅうのが一番現実的じゃないかなというふうに伺えるわけです。

私はそのときに、先ほど言ったように高浜住宅の方々の転居するのに、さっきの数字が50戸ぐらいは足りない部分があると。だから、そういった移転先が決まらなくなった中でも、もう民間との関係で急遽撤去しなきゃいけない。例えば、理由として耐震強度の問題、それからまた、耐用年数の問題、そういったところが高浜団地の移転先が決まらない中で取り壊すという、そういったことが起こりゃしないかということをご心配してるわけなんです。そういった点で、やはり最初に戻るんですけど、雇用促進住宅の問題で、そういった公的住宅ていうのが、やっぱり住んでる人にはちゃんとした居住権があると。その居住権をちゃんと守りながらしなきゃいけないということで、このようなやっぱり一方的な居住権を踏みにじるような住宅政策はやはり私はやるべきじゃないというふうに思ってるんですね。これは、町がそうと言ってるんじゃないですよ。そういったことを踏まえて欲しいと思います。

それと、最後にもう一点聞きたいのが、現行の契約方法、入居の契約方法が普通借家契約であるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

ちょっと借家法の方は、ちょっと確認はしておりません。一年一年契約更新をしておりますが、それがどういう状況にあるのかというのは、持ち帰りどういう考え方になるかを議論していきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

一般的には、普通借家契約を行ってます。これは、さっき言ったように、1回契約すればずっと継続していくという形です。ところが、今、公的住宅ならば、定期借家契約、こういった部分を持ち込んできています。これは、2年間か3年間かそのスタンスで契約が切れるという、そう

いったことになっています。今、公営住宅、この契約方法を取り入れて、新たに普通契約から定期契約にかえさせるという、そういったことをやってる自治体があります。ただ、問題はこれはやはり公的にも違法な行為です。ですから、やはり定期契約というのは、新居に入居する人が行う契約であって、今契約してる人を一たん切って定期契約にするということとはできない問題です。ですから、こういったことも踏まえて、ちゃんと今後の住宅、高浜団地の撤去の問題とか、そういったことは考えていただきたいと思います。そういった点では町長に再度伺いますけど、ぜひそういった今公営住宅に入っている方の住居権を守る立場で今後の政策を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどとほぼ関連したことなのですが、課長も申し上げましたように、我々は、民間と違いますので、今、高浜団地住まれている方をじゃすぐさま強制的に退去させるというようなことは毛頭考えておりません。

それから、跡地利用の件につきましては、議員もご承知のとおり、マスタープランの中での浜口住宅跡地につきましては、ストック活用見直し結果によって民間等に売却するというところで皆様方には何度もご説明申し上げたところでございます。

今後につきましては、いつどの時期にどんな方法でやるかというのは、今から検討する方向性を出していくのは今からだと思っておりますので、議員各位のご意見も十分お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお午後からの一般質問は13時15分から行います。

午後0時10分休憩

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

まず、5番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

こんにちは。5番、岡夏子、一般質問を行います。

まず、子育て支援について、妊婦健診の助成についてお尋ねいたします。

これは、午前中の川上議員の質問と重複する部分もございますので、なるべく質問は少なくしようと思っておりますが、妊娠初期から出産までの妊婦健診14回に対して、町は3回助成しておりますが、5月現在で全国の7割以上の自治体では5回です。来年度の公費負担をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、児童扶養手当について、母子家庭への児童手当が法改正により、今年4月より支給開始から5年以上たつ人は、最大で半額の減額になっておりましたが、その後、減額が凍結されました。しかし、この減額を避けるためには「適用除外」の申請が必要です。この内容がわかりにくいことから、未申請者がいることが懸念されますが、芦屋町の場合はどうでしょうか、お尋ねいたします。

子育て支援の最後に、病児・病後児保育についてお尋ねいたします。

今年4月から「おんが病院」で、遠賀・中間1市4町の委託を受けて、遠賀中間医師会が病児・病後児保育を行っておりますが、1市4町の利用状況と課題などをお尋ねいたします。

2番目に、学校施設の耐震化についてお尋ねいたします。

昨年度、町は学校施設の耐震診断を行っておりますが、その診断結果をお尋ねいたします。

次に、今後の耐震化に向けた取り組み及び公表についてお尋ねします。

最後に、裁判員制度についてお尋ねいたします。

来年5月から裁判員制度が始まりますが、先ごろ、県内各市町村の裁判員候補者の割り当て表が発表され、芦屋町は42名になっております。この選出後は混乱が予想されますが、今後のスケジュールなどをお尋ねします。

なお、本日3項目について、それぞれ資料1から3まで関係資料として皆様のお手元に配付させていただいてます。それを見ながら質問したいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。健康対策課長。

○健康対策課長 小野 義之君

妊婦健診助成について、健康対策課の方からお答えをいたします。

来年度の妊婦健診助成につきましては、先ほどの川上議員の一般質問でお答えしたとおりでござ

ざいますが、5回の実施は来年度できるものと考えております。

その結果、福岡県で5回以上公費助成する自治体は、21年4月で一応60市町村というふうになります。これは、県下全体の91%を占めることになります。最高は6回実施するところが1市でございますので、ほとんどの市町村が5回を取り組んでいるという状況でございます。

一方、先ほどもちょっと出てきましたけども、国の動向ですが、先ほど言いましたように、舛添厚生労働相の今年の会見で、少子化対策として、出産関連費用の公費負担を大幅に拡充する考えを明らかにされたところでございます。

その中で、妊婦健診については、国が言われてます出産までに14回程度の健診を受けるのが望ましいと、ただ、これについては、各市町村の現在の取り組み状況は差があるというふうなところを考えられた上で、国の方でも、健診費用の助成というか、そういった拡充策が、ただいま検討されているというふうな状況です。

これが一応実施されますと、そういった健診の財源というのが出てまいりますので、当町としましても、前向きに検討したいということで、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

それでは、岡議員2点目の、子育て支援2点目の児童扶養手当並びに3点目の病児・病後児保育の件についてお答えをさせていただきます。

2点目の児童扶養手当でございますが、これは2002年に、母子寡婦福祉法の改正によりまして、児童扶養手当を5年以上受給してきた世帯は、2008年、本年でございますが、最大半額を減額するということが定められております。

そのかわりといたしまして、政府は、就業支援策の充実によって所得を確保する策を打ち出してはおりますが、シングルマザーの就業率は既に非常に高く、職業能力の向上を図ろうとしても、これらの仕事に追われて学習に割ける時間がないとの指摘されているところでございます。

このため、減額対象を障害や疾病などで就業が困難な事情にないにもかかわらず、就業意欲が見られない者と限定いたしまして、実質的に減額を凍結する政令改正が、2007年12月の25日になされております。

しかしながら、これは、無期限延期の位置づけでございまして、制度自体は有効であるため、5年等経過者一部支給停止の適用除外となるよう、受給者が申請しなければならないということになっておるところでございます。これは、事前にこういうことがわかっておりましたので、周知の徹底ということで、18年の8月の時点から、チラシ等で対象者の方に当然事前告知をいた

しております。

そしてまた、本年からでございますので、今年につきましても、そうしたチラシを配布をいたしまして、こういう漏れがないようなということで徹底を図っておるところでございます。本年6月末で、ちょっと少し前ではございますが、受給者が247名、町内ございまして、このうちに、5年経過者は85名でございます。そのうちの未提出者、85名のうち、お一人だけ提出されておられません。

ただ、この1名の方は、住所は芦屋に置いておられますが、行方がわからない状況でございます。うちから連絡がとれませんので、ほぼ100%補完をしているということで、これに関しましては住民に周知徹底させて、ほぼ補完しているというようなことであり、決してこれで不利益を伴うことがないように努めてございます。

続きまして、3点目の病児・病後児保育でございます。この病児・病後児保育につきましては、次世代育成支援行動計画の中でも、既に14項目のそういう重点施策の中に入っております。本年4月21日から、遠賀中間医師会病院内でスタートしておるところでございます。

これの利用人員でございますが、4月から7月までの利用人員といたしまして、これ延べ人員でございますけど、芦屋町で5名の方、遠賀町で5名の方、岡垣町で9名の方、それから、水巻町で7名、中間市で1名、合計27名、延べ人員でございます。実質的な人数は14名でございます。同じ方が何日利用かというケースがございますけれども、今のところ4カ月間で大体27名というふうな実数でございます。

課題といたしまして、基本的には、これは小学校3年生までが対象になっております。生後3カ月から小学校3年生までということになります。

ただ、これも、医師会との協議の中で一応事前登録ということございまして、事前登録といたしましては、郡内全部で120名の方が事前登録していらっしゃいます。で、この事前登録ということでございますので、これ、かかるには必ず事前登録しなければいけないということです。こういった制度があるというPRの徹底を今後やっていかなければならないというふうに考えております。

それと、今度は、実際の問題点といたしまして、利用する際に、そういう病児・病後児ということでございますので、預かる側にいたしましても、要するに子どもさんの状況をはっきり把握したいということで、あくまでも保育が原則でございますので、かかりつけの医師にかかってくださいと、そして、そういう状況を医師に書いてもらって届けてくださいということがございます。で、こうした場合で、急な場合に、なかなか利用しづらいというような点があろうかと思っております。

ただ、これに関しましても、今年1市4町でスタートしたばかりでございます。今後、利用す

る方のそういうニーズと申しますか、意見とか、もっと促進できるようなやり方とかを、また意見もらいましていただきますとともに、私ども担当者の方、受け入れ先の遠賀中間医師会とも、そういった状況を精査しながら、よりよい制度にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私の方からは、学校施設の耐震化についてお答えしたいと思います。

芦屋町の公共施設全体の耐震診断につきましては、企画の方で実施いたしましたので、私の方からお答えさせてもらいたいと思います。

学校関係の耐震診断結果で、基準を満たしていないものについては、一部でございました。これについては、岡議員さんの資料でも、耐震診断率として23.1%、これは、新聞報道でも同様の23.1%の数値が出ておったと思います。

で、今現段階でこの具体的な数値名を上げることにつきましては、住民の皆さんの不安を醸成するということにつながりかねないと、このため、差し控えたいというふうに考えております。

そこで、公表も含めた今後の取り組みということでございますが、本年度の実施計画におきまして、各主管課の考え方を踏まえ、町の方向性をお示ししていくというふうに考えております。耐震改修に係る方向性については、速やかにまとめたいと思います。それがまとまった時点で、耐震結果及び耐震改修計画をあわせて公表していくことと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

それでは、3点目の裁判員制度についてお答えいたします。

で、裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が、刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、また、有罪の場合はどのような刑にするかを3人の裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

で、裁判員制度は、来年5月末より始まりますので、本年中に全国で約30万人の裁判員候補者選びが行われます。芦屋町におきましては、10月15日までに福岡地方裁判所小倉支部に、選挙人名簿から無作為に抽せんした裁判員候補予定者42名を裁判所に通知するようしております。

で、その後、裁判所より12月末までに候補者本人に、裁判員候補者名簿に記載されたことが

通知されると同時に調査票というのが送付されます。その調査票に必要事項を記入してもらいますが、そのときに裁判員となることができない人、例えば、自衛官とか警察職員や辞退希望の有無を確認します。基本的には、裁判員制度は特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則としては辞退できません。ただし、70歳以上の方や重い疾病や障害をお持ちの方、また、学生については、裁判所が認めれば辞退することができます。

で、裁判員制度が始まると、候補者名簿から1つの事件ごとに50人から100人が裁判所に呼び出され、裁判長の面接等を経て、最終的に6人が裁判員に選ばれるようになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

まず、子育て支援について、妊婦健診の助成については、けさほどの川上議員の質問にあわせて、より詳しく回答をいただいたんですが、ちょうど、きょう私の資料の中に1枚目に入っておりますので、これは、ちょっと蛇足ながらですが、けさほど説明のありました北九州市が7月から行う、その件に関しては、この一番冒頭の第1行目がこの北九州市の実施内容6回ですけど、その後が、中間市が、けさほど説明があったかと思うんですけども、この9月議会にたしか補正予算が出されてて、それが可決すれば、10月から6回が実施されるというふうになっております。

この表の見方としては、福岡県の医師会のホームページから、これは、医師会の方にもいろいろお話を聞きながら、ちょっと取り出したんですけども、これは、当初19年の3月の時点で、どこも次年度の予算の中に、この妊婦健診の公費がどの程度入っているかということで4月当初に実態調査をして、それに6月の議会を経てから修正されたものが最終的に公開されているということで、6月末現在というふうな載せ方をしております。

そういうので、こうばらっと見ていただいてもわかると思いますが、これ、裏の方にもありまして、全県的には66市町村の中で、これ一見的には、割方4回と5回の空欄がちょっとあるんですけども、上の方を見ると、もうほとんどの自治体が、少なくとも6月現在の段階で5回をクリアしてると。

その中であって、ちょっと、ちょうど北九州から下、中間市はもう実際、多分9月議会は通るであろうということを思っておりますが、その下の遠賀郡を見ると、芦屋から遠賀町までそろって3回目で合わせてはあるんですけど、これを全県的に見たとき、かなりここがおくれているというのは、きょう見ていただければわかると思います。

あえてではございますが、来年のところでは、ほぼ間違いなくとれるだろうというお話は、今朝ほどから聞いておりますが、人口対策の問題や、まだこの後、質問続いておりますけど、国は先ほど来、舛添大臣がかなり強気でああいうふうに基本的には14回、受診者には無料にしたいと、そういうことを熱っぽく語られるところが、私どもテレビなんかでも見てますけれども、ただいま総裁選、そして、総選挙ということでは、またこれがどうなるかという心配もしますし、試算するところでは、800億円以上の財源が必要とか、じゃ、それをどこから持ってくるんだということも、本当に不確定なところですが、ただ、全国津々浦々、地方では財政が逼迫しているとは言いながらも、本当にその町の人口対策、あるいは、子育て支援、若い人の定住といった点から少しでも1回でも多く、妊婦健診の助成をしていただきますよう重ねてお願い申し上げて、この質問は終わります。

それと、児童扶養手当についてですが、先ほど課長の方から、対象者が85名あって、その中のお一人だけが住所不明、これはどうしようもないことですが、私も事前に、もう少し現場とお話をさせていただいていた方がよかったかなと、あえて、芦屋はかなり当事者に配慮したやり方で、なるべく漏れがないようにという配慮をされていることでは十分評価したいと思います。この件に関しては、今後のこともありますので、そういう配慮は続けていただきたいと思っております。

病児・病後児保育について、こういう、私も、ちょっと直接調べたんですけど、先ほどおっしゃった課長の4月から7月までとおっしゃったんですかね、そこでもいいんですが、私は8月までしてますけど、もう1回、芦屋町と1市4町の利用状況、これ、実質の利用状況を各市町言われたと思いますけど、もう少し、ゆっくりしゃべってください。私がちょっと書き損じましたので、そのことをちょっと先にもう一回確認したいので教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

すみません、申し訳ありませんでした。それでは、芦屋町が5名です。で、遠賀町も、同じく延べで5名です。それから、岡垣町が9名です。それから、水巻町が7名、で、中間市が1名、で、合計、この間、延べで27人の方が利用されているということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

私の調査の方法と今課長がおっしゃった部分とちょっと角度が違うので、今すぐちょっと照合することはできないんですけど、私の場合は、4月、実質、これ4月はゼロになってますよね。

4月、正式には21日に開始をしたというふうに聞いてます。

ですから、10日近くのところでは、当然、時間的な問題があつて、ですから、実質5月から8月までのところで、電話ではございましたが、ちょっとお尋ねして聞いてるんですが、その数字を申し上げますと、これは実質の数、先ほど各市町の延べ人数をおっしゃったと思いますが、これは実質的な数、市町の、ちょっと申し上げます。

5月に関しましては、実質が4名、その内訳が、岡垣が3名、芦屋が1名、そして、6月においては、実数が5名、その内訳は、岡垣が2名、芦屋1名、遠賀1名、水巻1名、そして、7月は、実質利用者が6名、その内訳が、岡垣2名、水巻2名、遠賀1名、中間1名、そして、8月、これは、利用者が8名ですね。岡垣が3名、水巻が2名、遠賀が3名、このような数字を聞いてて、これを何で言ったかという、これで見ますと、これ延べ人数いうよりも、何人っていうか、保護者ですけども、実際はその小学3年までの子どもが利用するんですけど、その利用実態を見たときに、芦屋は5月にお一人、6月にお一人、それ以外ちょっとないんですね。私の聞いたところでは。

で、特に、7月、8月というのは夏休み時期にも入りますけれども、この数字を見たときにどうなのかなど、PRができていのかということも、ちょっと疑問に思いましたし、まだ開始をされて数カ月ですし、実際周知されてないということも当然考えられますが、医師会の運営である遠賀病院の方にちょっとお尋ねして、このPRに関してはどのようにされておられるのか、病院から独自にされるものなのか、行政の方でされるのか、そこら辺をお尋ねした際に、一応1市4町のそれぞれの担当行政課の方たちが、定期的集まって協議しながら、そのことも含めて対策を練ってらっしゃいますと。

で、その中では、PRのことは、遠賀町の方が責任を持ってやっているとということになっているようですということなんですが、これまで、直前でたしか広報に載りはしたんですけど、その後の広報紙を使ったやり方、そのほかのやり方では、どういったことでPRをされておられるのかをちょっとお聞きします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

これは、先ほど申しましたように、課題の中で、お預かりするときアレルギーだとかいろいろなことがございますし、事前に登録ということがあります。したがって、当初のときには、そういうPRはいたしておりますが、途中で、これが変わらないと、途中でといいますか、そこからの申し込みが、今のところできない制度になっております。

ですから、多分先ほど、事前登録制のため、PRというときにはその登録時の前に、例えば年

度末ぐらいに、また、きちんとそういうことをやろうということで、スタートしてから途中で、今おっしゃるように、チラシとかは置いておりますが、改めて、それは今してないような状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

この問題についても、今後協議するということでありますけど、芦屋町の場合は、自衛隊の方々も結構、本年度途中、特に7月、8月とか、そのときの転入ですよ、があろうかと思えますけど、そういった場合のときには、今の制度のままですと、途中からっていうのはできないという、その課題があるということでしょうが、なかなか子どもの1年間の成長とか、何っていうんですかね、子どもの健康状態というのは、結構こう変化があると思われるんですよ。

そういう意味では、せめて途中に1回とか、1年に3回とか、そういうふうな回数をふやされないかということ、やっぱり私たちも子育てした経験者としては、よそから入ってきた方、あるいは、それを全然知らなくて、それを知ってたんやったらするんだったとか、やっぱりそういうこと往々にしてあると思いますので、そのことも強く要望しておきます。

それと、先ほどおっしゃったみたいに、利用者の方から、そういう要望とか、使いにくいとか、料金の問題とか、そういうことに関しては、この間、実質、5、6、7、8、4カ月ですけど、そういうこう聞き取りとかというのは、一切余りこう書類には残していらっしゃらないんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

実質的には、お二人の方ということで、まだそういう、その方から、利用についてどうこうということは聞いておりません。

ただ、これは、私どもだけではなくって、どこも同じような状況でございますので、今、先ほど申しましたように、スタートして実質3カ月程度の時期ですので、担当部署で集まりまして、先ほど言いましたように、せっかくつくった制度でございますので、有効に使っていくために、そういう問題点を一つ一つ解決してよりよい制度へというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

あえてではございますが、制度のPR、それと、中身の再度の見直し、そして、利用者へのアンケート、これは、先ほどおっしゃられるように、まだ芦屋町では数名ですし、これは、今現在、あそこで1市4町で利用されている方全員に対するアンケートというか、聞き取りとか、そういうのもできると思いますので、なるべくそういう現場の声を聞くことの方が多分に利用者がふえる、あるいは、その制度を知っていただく機会になろうかと思っておりますので、それは強く要請いたします。

次に、学校施設の耐震化についてですが、先ほど、企画課長から回答がございましたが、基準を満たしていない施設の割合が23.1%ですが、その内容に関しては、住民の方々の無用な不安というか、現時点では公表は差し控え、今後の協議により計画がまとまった際に診断結果とあわせて公表すると、そういうふうなお答えだったと思っておりますが、きょう、あえて、ここに資料2番目として書いてありますが、やはりちょっとこう字が本当にこう小さいから、私なんか、特に老眼鏡が必要な人間ですが、最大限大きくしたつもりですが、蛍光ペンで1ページの真ん中下の辺に、芦屋町というところで印をアンダーラインをしていると思っておりますけれども、これを見ながらちょっと、これはもう公表されていることですので、ちょっと確認をさせていただきたいのが、きょうはもちろん、学校施設の耐震化についてのみの質問でございますが、この一番最初にあります全棟数13棟というのは、この後の調査の項目にあります耐震基準、いわゆる建築基準法の改正以前に建てられた棟数という認識でよろしいかと思っておりますが、これは、その19年度に耐震診断して、どこがどうこうということは発表されないということでしたが、どこまで19年度の診断によって診断がなされたのか、それと、どのような内容だったのかということは、ご報告いただけませんか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

診断内容につきましては、全体の、基本的には、先ほど議員がおっしゃいますように、特定した建築物については、56年以前の建築基準法の適用以前というんですかね、57年以降には新たな建築基準となっておりますので、それ以前の棟数、芦屋町全体では38棟を診断をしております、小中学校は13棟というようなことです。

そして、診断結果につきましては、縦方向、横方向の揺れにどの程度対応できるかというようなこと、それから、全体的な耐震に関する数値、そのようなものが出ております。

そして、いわゆる基準っていうんですか、これ以上の基準が満たしてないと、耐震検査としてはよくなかった、よかった。で、一般的には、この芦屋の地域は、基準のIS値といたしますのは、

これが一般的には0.6でございます。したがって、0.6以上あるものについては、オーケーになっているようです。

ただし、学校関係については、それが若干厳しくて、0.7を超えるか超えないかによって判断をするという、これは国の考え方出ております。そのような結果に基づきまして、診断結果が今現段階で出ておるといふことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

2次診断が今後どうなのか、そして、たしか、前回の、昨年の6月議会で質問した際にも、優先度順位、いわゆる、これは学校施設のことについてですが、そういうことの検査もしていますというようなことをおっしゃったんですが、そのことについては、どのような結果なり状況なんだろうかと。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

優先度につきましても、そのIS値に対するその基準値が出ておりますので、その悪い順というのは、確かに今現在でも持っております。で、2次診断というお話も先ほどございましたが、2次診断イコールもう設計みたいな形になるわけです。この2次診断というのは、いわゆる構造計算というんですかね、構造計算をきちっとやった中で、具体的にどのような形で耐震改修、耐震強化をしていくかという実施設計みたいな形になりますので、2次診断をするということは、イコール改修に向けて事業を開始するんだと。

で、今2次診断が、何と申しますか、いわゆる構造計算をする方が大変少なく、少なくても、逆に需要の方が多くて、耐震改修をしたいという申し込みが多くて、その2次診断の構造計算をするのに結構時間がかかるんです。というようなことも聞いております。

したがって、できるだけ早くその、いわゆる改修計画を策定した中で、2次診断、それから、具体的な改修を進めていく計画を早急に立てんにやいかんというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

先ほど、一般的な建物の、いわゆるIS値、いわゆる基準というやつですよ。例えば、震度

6に対して倒壊するかもしれないと、そういうのは、学校施設においてはI S値の0.3というふう聞いてますが、今回のその診断において、特に数カ月前からいろいろ新聞紙上でも、もちろんこの調査結果に基づいて出た結果でしょうが、報道されてかなり学校現場、あるいは、それぞれの自治体においても、財政状況が逼迫してる中、その危機感の強い、その危機度の強い施設があるにもかかわらず、なかなかそれが実施計画にすぐ反映されないというような、そういうような新聞報道がされましたし、これは、全国にある小中学校の公立の小中学校の1万棟が、そういう震度6の地震が来たときには倒壊するおそれがあるという結果が出たというのが、こういう一部の、これは一部しかないんですけど、こういう実態調査をしてわかったと。

そのことでは、国もやっと中国の四川省の地震が起こったり、あるいは、その直後に岩手・宮城の地震も続いたということでは、そういう全国1万棟ある新基準を満たさないそういうところの施設に対して、今までは薄い補助金しか出さなかったのが、やっと9割は出しますと、地元では1割だけ負担すればいいので、できるだけ向こう3年以内にその改修を進めなさいというふうに、そして、なおかつ、そういう優先度も含めた診断結果なども公表していきなさいと、そういう通達なり、お願いなりされていると思いますが、そういう状況にあっても、その結果が出た中に、その1万棟の中に入った施設が芦屋町にもあるんでしょうか、どうでしょうか、これが公表されるということになるというよりも、固有名詞を使う必要はございませんが、そのことも含めて、その質問に対してお答えはなかったですね。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

公表されています。公表というか、きょうの岡議員の資料でもございますように、23.1%ということですので、基準に満たなかった施設は確かにあります。そういうことでございます。

今22年度までの措置というようなお話もございましたが、地震防災対策特別措置法が改正されております。で、これについては、そこの改正についても、22年度までの時限的なものというようなことになっておりまして、特に学校施設につきましては、今まで2分の1の補助金だったものが3分の2の補助金になり、なおかつ、地方債も元利償還の国で見ると18.75だったものが、今回20%は交付税で見ますよという地方債もございます。これは、3分の2になったものにつきましては、特にI S値が悪かったものについてはこういう緊急性があるので、こういう措置をとりましょうと。

で、当初の持ち出しは、3.3%程度で済むんですよと、将来的には、何ちゅうんですか、地方債も含めて町の負担というのは、13.3%ぐらいで済むんですよというような有利なそういう財政措置もとられておるようです。で、これらを踏まえまして、いわゆる耐震改修計画を策定

していきたいというように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

13棟のうちの3棟、それが23.1%という数字になるんですが、私も、その場所が今の時点ですぐ公表すべきだとは思いません。確かにどのようにして改修をしていくのか、優先順位もこれこれこういう理由でこういうことになりましたということが、やっぱり明確にならなければ、ただ、結果だけを公表しますと言っても、確かにいろんな混乱なり不安なりをあおるのは、そのとおりだと思います。

ですが、やはりもう午前中からも、芦屋町の財政、特に課長もおっしゃってました投資的経費の中にも、こういう耐震の工事のことも入っているということでは、本当は、私も、去年はもう何よりかにより早くしてくださいと、今でもその気持ちは変わりませんが、やはりこれ常々言われていることですが、子どもたちが、日常生活する場であり、なおかつ、芦屋町民の避難場所であることは、もう言うまでもないことです。

ということでは、町長、ぜひ来年度の予算に向けても、この学校施設、もちろん幼稚園の施設でも、おざなりにはできないというのは重々わかってますし、ほかの公的施設もあります。ですが、やはり学校施設に関しては、こういう国の施策、いわゆる補助施策もありますので、ぜひ優先度を上げていい予算編成が組めるようによろしくお願ひしたいんですが、一言ご意見を聞かせてください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今岡議員の申されたとおりでございます、いわゆる安全・安心という町づくりの中で、学校施設というのは避難場所になってます。で、今、議員るる申されましたように、国のいろいろ方針も固まってきたようでございます。

それで、我が町といたしましても、今、岡議員ございましたように、最優先という形の中で、これは取り組まなければならないと認識しておりますので、その方向でぜひやらせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

ぜひ、そのようによろしく願いいたします。

最後に、裁判員制度についてですが、これは実質、自治体が直接かかわることではないとも思われがちですが、先ほど課長がおっしゃいました今後のスケジュールについては、ご本人と、あと裁判所でのやりとりになるかと思いますが、私がここにあえて取り上げたのは、私も、個人的にはこの制度を知るといっても、新聞を見たり、あるいは、テレビから流れてくるのを、あるいは、裁判所のホームページ、これはもう意識して開かなければわからないことですが、そういうところでいろいろ裁判員制度の内容とか、いろんな今後のスケジュールとか、知ることはありましたが、ただ、今始まろうとしているこの無作為抽出ですよ、42名の、無作為抽出に関しては、本当に42名選ばれた方、あるいは、それじゃなくても、私自身も、もしその通知が来たらどうしようか、辞退をしようかとか、それぐらいの知識しか以前はなかったんですけど、もしそういう通知が来たときに、ひょっとしたら役場あたりに何でおれをその選んだとか言って、極端な場合、そういう苦情も含めた、何かこうそういうのが来ることも心配されますが、それは絶対ないとも言えないことではあります。

ただ、全体的に言われてるのは、まだまだその国民に裁判員制度が浸透されていないということで、逆に私の方は福岡地方裁判所の方に、これも電話だったんですけども、この間のPRのこととかお尋ねしてみたんですね。

例えば、いろいろこう新聞とかテレビとか気をつけてみている人とか、関心のある人は幾らか何となくわかってるっていう方もいらっしゃると思いますけど、果たして自分に白羽の矢が立ったときにどうすればいいんかいなとか、簡単に辞退もできるんじゃないかとか、いろんなそういうのが、多分不安がいっぱいおありだと思うんでよね。

そういう中に、果たしてその裁判所の方も、どういうふうにその一般の住民に対して、このことを周知させるための努力をされてきたのかなという思いもあって聞いたんですけども、まだやっと結局その割り当てが決まって、それが今からということで、今からそのPRはやっていきますと。

それで、じゃ、自治体との連携のところではどうされるんですかって言ったら、広報紙あたりに掲載していくか、別枠でチラシをつくるかということが、要するに、まだそれもしっかり決まっていなような、とにかくまだまだその実際やろうとして、末端のところでもまだ、その具体的なそういう取り組みがなかなか提示しない中で、すごく混乱が生じるんじゃないかなという懸念をしたから今回出しました。

それで、ただ1つだけお願いしたいのは、その裁判所の方の広報の担当課の方でしたが、やはりやっこの時期、その各市町から、一応抽出をしなきゃいけないという段になってから、やは

り自分のこととして認識が深まったのか、かなり今各地域の公民館とか、区長会あたりからの出前講座的な、いわゆるその裁判員制度の説明の要請が今かなり殺到しているということはおっしゃってました。

ですから、まだ、その区長会とかそういうところでその裁判員制度のことについて勉強したいとかそういう声は、まだ芦屋町では起こってないのかもしれませんが、努力をしていただきたいなということを要望して、私の質問を——まだ、ちょっと時間ありますので、そのことについて、ぜひ前向きにその呼びかけ、あるいは、どの程度皆さんがそのことに関心がおありになるのか、あるいは、不安があるのか、せめて区長会あたりででもそのことを打診していただくということ、お願いすることに関してはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

まず、最初に出てきました42名の抽せんの仕方なんですが、これは、裁判所がつくりまして、日本全国同じなんですけど、最高裁判所名簿調整プログラムというソフトが今あります。それに載せるだけで、うちとしてはただ選ぶだけですけど、それを、先ほど申しましたとおり、10月15日までに福岡裁判所小倉支部の方に名簿を提出するだけです。その後、岡議員が言われるとおり、裁判所の方で調査票とか送ってやられると。

それと、これは国の制度なんですけど、やはり町民の方より抽出するということがあると思っておりますので、今出ました出前講座なり、あるいは、広報等に掲載していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で岡議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、再開は14時15分から行います。

午後2時06分休憩

午後2時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

8番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

8番、松上でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ちょうど午後の眠たくなる時間帯でございますけども、ひとつ辛抱して1時間おつき合いを願いたいと思います。

3点ほど質問させていただきます。まず1点目は、芦屋町の人口対策についてであります。

芦屋町の人口がここ数年、1万6,000人から1万6,500人の間の中で動いております。これを毎月の統計で見えますと、対前年同月比では、毎月マイナス傾向になっております。こうした人口の減少に歯どめをかける、人口増加対策はどのようにしたらいいのか、次の点について質問いたします。

第1点目には、毎月の人口の統計を見ると、前年同月比で減少傾向にある。これは何が原因なのか。

2点目、芦屋町への定住者をふやす方策は何か考えているのか。これが2点目。

3点目、4点目、5点目につきましては、午前中の川上議員の質問にもございましたけれども、重複しない範囲で質問をさせていただきたいと思います。

まず、3点目には、江川台の雇用促進住宅入居者に対する対応についてであります。

それから、4点目は、町営住宅の入居状況と空き家対策について伺いたい。

5点目は、浜口町営住宅跡地の利用について、これも重複しておりますので、後ほどまた、違った角度で質問させていただきたいと思います。

2つ目は、子どものゲームについてでございます。

04年12月に発売されました携帯型ゲーム、任天堂DS、それから、プレステーションポータブル（PSP）が、子どもの生活を変えたと言われております。今年の6月末で国内販売台数は、DSが約2,269万台、PSPが949万台に達したと言われております。従来の据え置き型と比べ、いつでも、どこでも、手軽にできると、これが受けているのではないかと、このように言われております。

労働省の21世紀出生児童の縦断調査によりますと、ゲームをする5歳の子どもで、07年度では50.6%と半数を超えたと発表しています。公園のベンチ、電車の中、ファーストフード店など、携帯ゲーム機を手にした子どもたちの姿は、今やどこでも見かけられる光景であります。

そこで、次の点について質問いたします。1つ、子どもたちの生活の中にゲームが入り込み、現実とゲームの世界が混同し、全体的に命に対する認識が変わってきていると指摘をされています。こうした状況に対して、学校ではどのように考え対応されているのか、お伺いしたい。

それから、3点目は、携帯電話についてであります。

携帯電話を持つ子どもがふえ、出会い系サイトを通じて性犯罪に巻き込まれたり、学校裏サイトと呼ばれる掲示板がいじめの温床となったりするなど、携帯電話の本来の使用目的以外のところでの弊害が深刻になっています。

有害サイト規制法が成立し業界など一定のルールづくりを進められていますが、次々と新しいサービスが出てくると、自制心や判断力が未熟で無防備な子どもが、使いこなす能力が追いつかない状態で、いつトラブルに巻き込まれてもおかしくないという警鐘を鳴らす学者もいるようです。携帯電話は、子どもの成長にとって好ましくなく、小中学生の年代では必要ないのではないかという意見も出ております。

そこで、次の点について質問いたします。芦屋町の小中学校では、携帯電話は基本的には持たせないということになっているようではありますが、実態はどうなっているのでしょうか。

以上、お伺いして、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

まず最初に、芦屋町の人口対策についてということで、要旨1点目、2点目、3点目、5点目について、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、人口減少の原因はということでございますが、これにつきまして、いわゆる少子高齢化での自然減と申しますか、そういうことが1点挙げられるのかなというふうに思います。

で、もう1点目につきましては、いわゆる就職、あるいは、転勤のための町外の転出、いわゆる転入よりも転出の方が多くなっておるとい状況がありますが、本年3月から5月にかけてアンケートを、転入・転出者のアンケートをとっておりますが、その中でも、転入より転出の方が多い。

で、転出の方についての一番大きな理由については、就職、あるいは、転勤ということになっております。で、転勤につきましては、航空自衛隊芦屋基地の方もおられますので、若干どうかというふうにも思いますが、就職というのも、転勤と変わらないぐらいに多かったものですか、就職ですね、雇用関係で町外に転出するという方が結構おられるという結果が出ております。

で、第2点目でございます。当町への定住者をふやす方策ということでございます。具体的な取り組みとしては、午前中にでもありましたが、浜口団地跡地の開発による戸建て住宅の建設による定住化の促進ということが、具体的な今後の施策の一つというふうに考えております。

また、一般的ではございますが、芦屋町の美しい自然環境などの資源を生かした定住化したくなる町を目指す必要があるかと考えております。

また、本町に不足しておる点といたしましては、やはり交通問題が挙げられます。また、買い物不便の解消ということも一つ挙げられるかもしれません。

それから、福祉的な施策としては、少子高齢化と申しますか、この辺をサポートする子育て支援の充実、この辺も町の施策として重要なことかと思っております。で、これらを総合的かつ堅実に進めていく町づくりが必要ではないか、このように考える次第でございます。

それから、要旨、3点目の江川台の雇用促進住宅入居者への退去勧告の件については、もう午前中する説明をしたところでございますが、基本的には、国の閣議決定により、この住宅については早期廃止という決定が出ておりますので、これに伴いまして事務が進められております。

本町には、買い取りについての打診がございましたが、財政上及び町営住宅等、他市町村と比べて比較的多い状況もあり、これをお断りをした経緯がございます。午前中にも言いましたけど、その後については、この住宅については民間への譲渡、売却という段取りとなるということ聞いております。

それで、あと、いわゆる芦屋町の町営住宅、制限外住宅に係る条例改正について、今回9月議会に上程しておりますので、その関係で入居者への配慮を行うという、このようになっております。

最後に、要旨5点目の浜口町営住宅跡地の利用についてお尋ねでございます。

先ほども言いましたが、町の方向性としては、定住化及び民間売却、このことについて基本的な考え方を持っております。

で、このため、この辺を効果的に進めることを目的とした方策をただいま検討しております。で、検討については、例えば、町が区画を整理した上で売ることか、で、民間に全体を売却して一定の制限をつけた中で売却していくのか、それから、インフラ整備はどうするのかとか、いろんな課題がございます。で、これら課題を関係所管と調整をしながら今後進めていこうと、このように考えておるところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

4点目の町営住宅の入居状況と空き家対策についてお答えいたします。

入居の状況でございます。で、全体的なもの、具体的な、これ一般町営住宅、制限外を含めまして833戸、そのうちの入居が717戸で大体入居率にすると86%、で、一般町営住宅が673戸、そのうちの入居が584戸、入居率86%、です。制限外につきましては160戸ありまして、そのうち133が入居ですから、83.125戸ということで、空き家がそれぞれ、

先ほどの一般質問の中でもお答えしましたが、一般町営住宅につきましては、浜崎、それと、高浜団地の住替えなどから、空き家の確保が必要であり公募は行っておりません。

制限外につきましては、今回、先ほど企画課長の方からご説明がありましたが、条例の見直しと、改正ということで、今回、所得要件等を外しておりますので、今後9月の議会で議決をいただきましたら、そのような手続を踏んでいきたいと思っております。

で、今年9月に所得制限外の丸ノ内住宅の公募を行います。そのときに、住替えが1戸のみでして応募はなかったということでございます。こういうこと、このような公募の状況、それと、江川台の雇用促進住宅への対応、それと、浜崎団地の住替えで、例えば、私ども、浜崎団地の住替えで、ここでも入居者の方といろいろお話ししておりますが、望海に住みたいとか、そういうようなお話が、制限外住宅に住みたいというようなことでのお話も承っておりますので、そういうことから、今回の制限外の住宅の条例の改正ということをご提案したところです。

で、特に最近の丸ノ内あたりの公募がどうしてこのようになるかなということで、私どもも考えておりますけど、丸ノ内団地を一つ挙げて、経年劣化とともに、周辺に民間アパートがかなり最近建っております。

で、例えば、この民間アパートには、浴槽とか、湯沸かし器が設置されておまして、すぐでも住めれる状況、例えば、丸ノ内団地では、やはり浴槽を据え直して、浴槽は自分で購入と、ふろも購入と、で、いろんなことしたら結構やっぱりお金がかかると思います。そういうような手続的なもの、容易性といいますか、入居が容易であると、そういうようなことから、ちょっとやっぱり敬遠されてきているという感じはしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

子どものゲーム遊びということでございますが、そのうちの中で、ゲームによる現実と不現実との混同ということに伴う命に対する認識の変化ということに対してでございますが、学校はということでございます。

ご承知かと思えますけれども、ゲームってということにかかわる学校教育の中には、プログラムはないということは、ご承知かと思えますが、私ども、今こういうゲームということにかかわらず、機械としましては、学校の中ではパソコンというのが一つ、私どもの中にはございます。

このパソコンにかかわる分につきましては、教師はもとより、教師は研修会を受けながら情報教育の知識を高めて、子どもたちにそのパソコン使用にかかわる指導を行っているのが現実でございます。こういった中で、先ほど来から申されましたゲームにかかわるものも一部出てくる要

素はあるかなというふうに認識しているところでございます。

具体的には、ここで申してるものはございませんけれども、そういったケースかなど。また、命の大切さということが大きな視点にあるかと思えます。この命の大切さということにつきましては、私どもの教育課程におきまして、あらゆる課程の中で、この命の大切さということは授業展開をやるというのが、私ども学校教育の立場でございます。特に、この命の大切ということにつきましては、道徳教育ということで生命の尊重ということを結構取り上げ学習を行っておると。

また、教科にありましては、理科や生活科の学習の中で、小動物や昆虫類の飼育を通して命の大切さを学ばせたり、一人一人とのかかわりを通して、自己及び他者の生命を大切に学習、いろいろの体験活動、例えば申しますと、清掃活動、それから、ボランティア活動、また、薬剤防止に係る講習会、それから、性教育に係る講演会、交通安全に係る教室、こういったいろいろの体験を通した中で、命にかかわる指導を行いながら、あわせもって、やっぱり現実と違う世界を学ばせるというふうなこともつながっていているのではないかというふうに思っており、この実体験を通すことによって、現実を認識していくというのが、私どものとらえておるところでございます。

ゲームにつきまして、特に芦屋町におきましては、私どもの芦屋町の教育の重点であります学力の向上を図る、この上におきまして、家庭教育における家庭での学習習慣の定着や推進を図る上において、この家庭でのゲーム等による時間を費やすということにつきましては、規則正しい生活を身につけることなどにもよくないということから、保護者を初め、地域の皆さん方におきましても、私どもは、学校日より、学校通信におきまして、家庭並びに地域の皆さん方のご協力、理解を得るというふうな私どもの取り組みをいたしておるところでございます。

続きまして、2点目でございますけれども、携帯電話ということでございます。芦屋町の小中学校では、持たせないということになっているがと、実態はということでございますが、私ども芦屋町の学校にかかわらずだと思いますけれども、学校には携帯を持ち込ませない、持たせないということまではできておりません。持ち込ませないというのが、私どもの校則なりで決めているところでございます。

私ども、今回、昨年もそうでございますけれども、4月に全国の学力実態調査並びに学習状況調査がございました。子ども、小中学校にかかわる携帯の所有というところまでの正確な調査は行っておりませんが、一部中学校で行ったものとはほぼ同様に、先ほど申しました全国の学力調査の折におきましてのアンケート調査でございますが、これは対象が、小学校は6年生、それから、中学校は3年生というふうな限定のテストでございましたので、この辺を考慮していただきたいと思いますが、そのときの数値結果が出てきております。

で、これにつきまして、参考になるかどうかわかりませんが、私どもの今の状況はこうである

ということで、数字を申させていただきますというふうに思っております。

まず、この設問ということでございますが、携帯電話で通話やメールをしていますかという設問でございます。この設問でメールをとということで、中学校におきましては、おおむね5割ちよい、全国平均も5割ちよいということで、ほぼ同様というふうな数字でございます。で、小学校にありましてはその半分、全体の2割5分ぐらいが所持しておる、メール等を行っておるというふうな学習状況調査の結果が出ております。

私どものこの調査の項目の中で、携帯を全然持っていないという者の回答を見ますと、持っていないという形ではございましたが、逆に持っておるということに置きかえますと、中学校におきましては、全国が62%、芦屋、これ、先ほど申しました3年生でございますが59%、小学校が全国で32、芦屋も同じく32というふうな結果が出ておりましたので、この辺が一つの数値かなというふうに理解いたしております。

なお、一般的に、一つの情報で持っておるのが、小学生にあつては30%ぐらい、中学生にあつては6割と、高校生にかわると9割以上というふうなのが、一般的に言われておる状況かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

2回目の質問に入りたいと思います。

芦屋町の人口推移については転勤とか就職とか、そういうことが言われておるわけですが、これは、平成19年の1月から平成20年の8月まで、これは広報の裏側にずうっと出ておりますけども、あれを見ますと、毎月最低で86人、最高で305人が減少していると、こういう状況でございます。

それにあわせて、同じ昨年19年の5月から20年8月までのその世帯数、これを見ても、最低で10世帯、最高で127世帯が増加をしておると、こういう現象があるわけですが、それにもかかわらずその人口が減っている、定着しないというのは、どういうこととお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

簡単に言えば、先ほども言いましたように、転入より転出が多いというようなことなんです。で、話は違いますが、遠賀郡の合併協議会の折に、いわゆる人口推計、芦屋町における人口推計

という調査をしております。これは、合併をしたときに遠賀全体がどのような人口で推移するかということを検討する際に、個別に各町の調査もあわせて行っております。

で、その結果、これはたしか平成15年度につくった結果だと思いますが、20年度、今年の4月1日におけるその合併協議会で算出した数値が、1万6,035人でした。で、今、松上議員おっしゃった広報あしや、広報あしやで毎月出ます。その3月末の人口の結果が1万6,022人、で、13人しか違いません。いわゆる合併協議会のときに算出した数値と現実に芦屋町における広報あしやでお示した数値が1万6,022と1万6,035ですから、13人しか違わない。

で、この数値でその推移していくと仮定した場合に、10年後どうなるかというシミュレーションも出ております。で、その数値は1万4,355というような、いわゆる、これは合併協議会の中で算出したいわゆるコーホート要因法という手法で人口推計を出した数値が、平成29年、今から10年後では1万4,355人に減っていくんですよという数値が出ております。

で、この中身につきましては、基本的にはゼロ歳から14歳までの学齢時、それから、15歳から64歳までの、いわゆる、これが生産人口と言われるところの方、それから65歳以上の方、この人口がどのように推移するかというようなことで推計値が出ております。

で、やはり芦屋町というのは小さい町でありまして、土地もなかなかたくさんないという現実もございまして、この人口対策の特効薬は、なかなか厳しいというのが現状ではないかというふうには認識しておりますが、やはりとにかく、先ほども何回も言いますが、さらに魅力ある町にして、皆さんが住みたくなるような町にしていくという必要性というのがどうしてもあると、これは、もう企画課だけでできることではありませんで、福祉施策、環境施策、教育施策、安心・安全施策等々、本当に全庁的に取り組んでいかなければならないというふうには考えておる次第でございます。何とかこの1万4,355というような数字を、逆に、そういうことにならないようにやっていかなければと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

確かに今言われるように、最低でもそれぐらいは必要だと、私もそれは同感です。人口をふやすために、よそから人を連れてくるとするのなら、いろんなその手だてがまた必要だと思うんです。

ただ、その人口を増加させるためには、そういったよそから連れてくるのは並大抵ではないと、ただ、現在、今少子高齢化という時代の中で朝からも出ておりますように、その妊婦の問題とかいろいろありますけども、やはり出生率を高める方策はどうか。先日テレビを見ておりました

たら、多分見られた方もいらっしゃると思うんですけども、福井県で3人目以降は医療費も教育費もすべてただだと、こういう施策をとったところ、3年連続してその出生率が伸びたと、こういう話がテレビで報じられておりました。

そのためには、やはりもちろんお金も大切ですけども、企業に対しても、例えば、出産育児休暇、これ100%とらせる。そして、子育てを終わったお母さん方も、90%がその職場復帰できると、そういうふうな状況の中で、特に、そのシルバー人材を活用した育児支援とか、あるいは、保育所では病人も預かってくれると、こういったその費用の援助と安心した子育てができれば出生率は上がると、こういう事例を寄せられておりましたので、芦屋町においても、いろんな金がかかるとは思いますけども、やはり将来を担う芦屋町の子どもたちを育てるためには、そこら辺に思い切って金をつぎ込んだらどうかと、このように考えますけども、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

ちょっと、いきなり飛んでまいりましたが、実は、あすの関連の質問にもなるんですが、当然少子高齢化の中で、次世代育成行動計画ということで、私ども今14項目を毎年公表しながら、きちんと押さえているところでございます。

そういう施策の中で、なかなか小さい町で、県レベルのようなことにはいきませんが、ちょうど、あすもちょっとお話しすることになると思うんですが、前期計画が実は21年度で終わりますので、その新たな後期計画をつくる際には、もう一度実際のニーズをどう考えておられるかということも踏まえて、きちんと、それと、この5年間の検証で、その中でそういう即効性のあるようなご意見のあたりも、またいろいろお聞きしながら、そういう点で考えていくと。

それと、もう一つは、次世代育成というのは、私どもの担当課だけではございません。先ほど、企画課長が言いましたように、人口増にもつながりますし、芦屋町全体でやっぱり考えていくということも必要になってくると思っております。非常に大きな問題ではございますが、きちんと実効性が上がるような計画をぜひつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

この件につきましては、町長も十分理解されておるようでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

で、雇用促進関係につきましては、午前中もう言われておりますので、もう多くは申し上げま

せんが、ただ、雇用促進につきましては2棟80世帯が、従来入居できていたが、既に19世帯に減ってしまっていると、この間にやはり61世帯が雇用促進から出ていっていると、それを端的に、そりゃ、芦屋に残った方もいらっしゃるかもしれませんが、その芦屋の人口が減少したことになっている。この間に、そういう行政として何らかの手を打てなかったのかという点について、ちょっと私は危惧しておりますけども、そこらについてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

特に、行政として手当てをしたということは、私、企画担当しておりますが聞いてはおりません。で、1つ、大きな要因としては、北九州市営バス、これがどういうんですか、江川台の下の水巻芦屋線を通る路線がかなり以前は多かったわけです。

ところが、その青葉台ができて、青葉台経由で折尾まで行く路線がほとんどなくなってしまって、江川台の下の水巻芦屋線を通るのが、5本か6本ぐらいになったと思います。そういうやはり公共交通機関の変化、これは北九州市営の経営上の問題もあったやに思いますが、そういう社会環境の変化というのも大きな要因があったのではないかというふうに、自分としては承知しておるところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

今の雇用促進の西側の江川台の公民館の横の駐車場、これについては、何か町有地だということとで返却されておるといふふうに聞いてますけども、その土地の活用についてはどのように考えていますか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

今、現段階で返却とか、そういう具体的な話にはまだなっておりません。まだ入居者がございますし、今からそういう話に、今からの話になってこようかなというふうに思います。

したがって、今からその町有地っていいですか、それは町有地でございますので、そこをどういふふうに活用していくのかというのは今からの課題です。したがって、区画を整理して民間に売るということも考えられるでしょうし、ただ、あれが全部にアスファルト化されておりますので、その辺をどういふふうにするのかということも、いろいろ懸案事項ございます。で、今後の

課題だと認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

では、町営住宅関係につきましては、先ほどもお答えいただきましたので、これ以上申し上げませんけれども、ただ、その浜口の住宅跡地については、やはり人口を増加させる意味での戸建ての考えと、そういうことについてはぜひお願いしたいと、このように思っています。

次に、ゲームの関係についてでございますが、先ほどいろいろ命についてはしっかり生物を通じて教え込んでいるという話がありました。

ただ、子どもたちを見ていますと、最近は特に、芦屋町、小中学校はどうかわかりませんが、放課後に運動場で待ち合わせをしてゲームをすると、あるいは、ドッジボールをしていて球当てられて、外に出たらもうすぐゲーム機を持ってゲームをやっている。どうもその、ゲームを持ってない子どもには、おまえ、あっちへ行けと、話ができんと、こういう状況が現在ではあると、このようにゲームが子どもたちの生活の中にしっかり入り込んでしまっていると、こういうことが指摘をされておるわけですが、芦屋町小中学校の実態は、どんなぐあいですか。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

私どもが、つかんでおりますゲームにかかわる弊害、学校の中で、まず、持ってくることはいけないということが原点でありますもので、先ほど議員が言われました時間外でのゲーム、特に今学校敷地内等で起こるゲーム、この辺の分につきましては、私どもは特に大きな報告を受けたということは、私は認識が余り持っておりません。

で、こういったことによって、子どもたちそのものが、いわゆる先ほど議員が指摘されましたいじめとかにつながるというふうなご指摘も聞こえたわけですが、こういったことの原点、やはり子どもにいかにかかわるかで、ゲームという形じゃなくて、私どもの基本体制といたしましては、やっぱり一人一人がいろいろな面でかかわることによって、人と人とのつながりができていくということが必要だと、で、その中であっては、やはり私どもが学校教育で行える分野っていうのは、先ほど申しました授業にあつては道徳だと思います。

で、また、いろんな体験を通した中でやるというのが、私どもの教育に対する考え方であると、私は認識いたしております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

確かにそのとおりだと思います。それについては、間違いないと思うんですけども、やはりその現実をね、見てみると、やっぱり最近の子どもはけんかをして、相手の痛みがわからないと、昔だったら相手が血を流したらそこでやめたと、しかし、それが、その今の子どもたちには手かげんをするということは知らない、全体的にその命に対する認識が変わってきていると。小学校の高学年でも、クラスの中で何人かは死んでもまた生き返ってくるよと、こういったゲームの世界と現実がわかっていないと、そういう子どももいると指摘をされておると、おるということが指摘されておる。そこら辺をやっぱりきめ細かいというんですか、学校で指導されておる、それにこしたことはないんですけども、そういった実態の中でやはりより、そのきめ細かに指導していただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

今、議員が指摘されますようなことがあるとすれば、私どもは、学校の方に今指摘されたような話もしていきたいなと思います。ぜひ、ないでほしいと私は願うわけですけども、あるとすれば、やっぱりそういったことは改善していかなきゃいけないというふうには思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

いろいろこう見てみますと、いろんな状況の中で、やっぱりゲームにかかわるその問題が発生していると。特に最近、ばかとかね、あほかと同じような感覚で、今の子どもは軽くその死ねと、こういう言い方をしておる。簡単に人が死んだり、殺し合いをしたりするゲームの影響ではないかと、このように言われておるわけです。

本来は使うべき言葉でないと、それを子どもたちに十分わからせる必要があると思います。生物を使って教えておられるということですけども、やはりその子ども一人一人にやっぱり命の大切さ、自分がされて嫌なことは、人にもするなど、こういった本当に相手の痛みがわかる、そういうふうな指導をしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

指導の原点は、やっぱり一人一人というのが原点だと思います。で、特に、先ほど来から言わ

れました行動もあるのですが、行動以外に言葉がやっぱり命取りというふうなことも、私どもも十分認識しております。

で、こういったことも含めて、やっぱり私どもが現実の中で指摘を受けることがもしあるとすれば、学校の現場として、保護者からそういったことがありますと、私どもは、それに対して改善内容ということで指導に生かしていきたいというふうには思います。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

ただいま、課長からも、その言葉というのがありましたけども、やはり人がその言葉を手段として意思の疎通を図り、顔を突き合わせて相手の気持ちを読み取る。顔を見ないでゲームに熱中しているだけでは、その人の気持ちを推測することも困難となり、コミュニケーション能力の発達がおくれるということも、それが、このようにやっぱり指摘されております。学校でやっぱり教えられているのは、そういうコミュニケーション能力を大事にするという指導が欲しいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

今、言葉っていうところになろうかと思えますけども、ゲーム、また後の質問にもありましたけれども、ゲームの中の一つに入り得るかもわかりませんが、携帯、こういったものということで、相手を見ないでやっぱり言葉を交わす。これは、やっぱりコミュニケーション能力、もちろん伝わらないわけですから、そういったことはやっぱり、我々としてはコミュニケーション能力を、あるいは、国語力を高めるとか、人とのかかわりを深めるとかいうことにはあつては、非常にマイナス面もあるということは重々わかっております。

だから、この辺というのは、我々はそういった指摘もありながら、私どももこういったことを続けていくという方向でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

芦屋の小中の子どもにも不登校者がおるわけですが、これまで不登校児というのは、情緒不安定な子どもが多いというのが定説であったと。しかし、最近では、ゲームがおもしろくなって、それから抜け出せずに不登校が長期化する子どもがいると、このように指摘されておりますが、芦屋の小中学校の不登校生徒の中に、そういう子どもはおりますか。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

不登校にはいろいろ原因があろうかと思えます。で、実態の中で、学校に出てこない子どもになるんですけれども、やはり全くゼロということであるかどうかという、いわゆる原因っていうのは、子どもは家庭の中に入り込めない分野もありますので、可能性はもしかしたらあるかなということも考えてはおります。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

この項の最後に、町長にお尋ねいたしますが、さいたま市が、07年から毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲームデー」として始めたそうです。その結果、家族での会話がふえたと言われてます。

この取り組みについては、愛知県でも、広島市でも、福岡では行橋市などの各地に広がりつつあると、このように言われております。多くの子どもがゲームで遊ぶようになったので、友達の話題についていけないことを案じた親がゲームを買い与えると、そういうケースも多いと、その家だけがゲームがないと子どもが浮いてしまうと、学校や地域全体が取り組まないと変わらないと、このように言われてます。

ノーテレビ・ノーゲームのような取り組みは、生活習慣を見つめ直すいいきっかけになると、このように指摘されておりますが、こうした取り組みに対して、町長、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来、松上議員と学務課長の、いわゆるやりとりを聞いておりましたが、これは、一その学校だけの問題では私はないと思うんです。昨今、いろいろやはり悲惨な事件が起こっておりますが、これは一つのやはり社会現象というか、これは、松上議員ご指摘のように、これは、我々大人の責任であるというふうに、私は理解しております。

そこで、よく言われる学校・家庭・地域、言葉だけいつもよく出てくるんですが、真にやはりそういう子どもたちを、芦屋の子どもたちを健全に育てるにはどうしたらいいかというような観点からいきますと、やはり今松上議員がご提案をいただいたようなことも、我々は全庁的に考えて推し進めていかなければならないかなと思っているところでございます。

やはり、我々大人、芦屋の子どもたちをいかにして育てるかという強い意思を持ちまして、啓発に取り組むべきだと考えておりますので、また、いろんな場面で、いろんな、いわゆる協議会で、そしてまた、この論議の輪が広がりますよう議員にもお力添えいただきまして、検討して行きたいということで、かえらせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

どうも町長ありがとうございました。

次に、携帯電話に移らしていただきます。先ほど、学校としては持たせないんじゃなくて持ち込まないということが基本だと、このようにおっしゃられました。

そこで、日本PTA全国協議会、これは、小学校5年生と中学2年生、それぞれ保護者を対象としたアンケートが出ておるわけですが、中学2年生では、昨年の調査で、メールの送信を1日何回するかということで、11回から20回というのが一番多く17%でした。そのほかに51通以上もするという子どもも16.2%、さらに、深夜でも構わずメールのやりとりをするのが51.4%、小学校では11%、また、親の知らないメル友がたくさんいるが、34%という結果が出ております。現実には、その芦屋としては、その持ち込まないということなんですけれども、そこら辺がどの程度徹底されておるのか、現実はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

実数として、今ここで私どもは、数字は持ちません。ただ1つ、小学校にありましては、どうしても保護者の強い要望っていうことで、特に安全面っていうことで、保護者からどうしてもということで、管理者であります校長の方っていう申し出は、学校には一、二名いらつやるということは聞いております。

中学校にありましては、毎月抜き打ちですけども、持ち込み検査等をやります。で、この持ち込み検査やる中で上がってくる件数というのは、わずかでございます。

で、あと、私どもが現実として、いわゆる携帯にかかわる持ち込みを禁止という形をとっておる方策の中で、もし先ほど申すような許可以外、小学校以外で中学校になるわけですけど、発見するという形になりますと、当然、私どもは学校では預かりという形で保護者を呼んで、いわゆる規定外のこれは校則外という形ですので、生徒並びに保護者を呼んできちっと生徒指導するというのが、私どもの今現在行っていることです。数としては実数申し切りませんでしたけれども、そういう現状であるということで、お答えさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

今の持ち込ませないということで、持ち物の検査までされておるようでありますけれども、ある学校で、携帯電話等のつき合い方に関して、授業で取り上げていると、熊本県の南小国中学校の教頭先生ですけれども、この先生は、少し前までは30分ルールと言われておったのが、最近では5分とか3分ルールということで、その3分以内にメールを返さないと友達でなくなると、こういうことから携帯を手放せないと、どうかしたら食事中も、ふろに入るときもメールをふろに持ってふろに入ると、こういうのが実態としてあると、こういうふうに話されておりました。

また、同じその中学校で、養護教諭が、メールに夢中になるうちに寝るのが遅くなって睡眠不足で体調不良になり保健室に来る子どもがいて、こういうご指摘もされておるわけですが、芦屋中学校では厳しくされておるので、そういうことはないかと思えますけれども、こういう現実を見ていかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

これは、ちょっと質問の趣旨とは若干違うかもわかりませんが、私ども芦屋町では、いろんな取り組みの中で、実は教育に関するいろいろの言いたい放題、この場で、私どもは井戸端会議という形を行わせていただいております。

で、先般、校区育成会の会長を座長とさせていただきながら、子どもにかかわる、いわゆる携帯は必要なのかというふうなテーマの中で論議させていただきました。で、多くは、学校の教員でございました。で、その折に、私どもは、やっぱり私自体もそうですし、やっぱり携帯というもののノウハウっていうのは、余り持っておりません。で、大人っていいですか、子どもの方が物すごくノウハウ持っております。

そこで、携帯会社の方に来ていただいて、これは無料ですけれども、40分ぐらいの講義をさせていただきました。で、その中で、大人がこの機能をやっぱり知ることによって、持たせる側に、子どもにですけど、与えるときにやっぱりそういった機能を選別するというふうな必要性が多分にあるであろうと。

特に、この携帯っていうのは、私が承知している中では、インターネットやメールという使い方以外には、子どもは通話では使用しないというのが実態だと思います。そういった会社の方のアドバイス等も、私どもは聞かさせていただきながら、今、議員からも言われましたけれども、やはり持たせる側のやはりモラルと申しましょうか、そこに保護者なり親がかかわること、で、

その中において、家庭内でのやっぱりルール決めとか、そういったのがぜひ必要であるであろうと、私たちはそう認識いたしており、学校教育、あわせて、家庭教育のやはり重要性と申しましようか、ご協力がぜひこれは必要であるだろうというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

確かに、我々大人の方が、むしろ携帯の使い方わからない。私も電話以外は知りませんが、そういった子どもたちに持つな、持ってくるなど言うだけじゃなくて、やはり何が問題なのか、どうすれば持ってこなくてもいいのか、やはりそのゲームにはまらないで済むのか、あるいは、そのメールを送られた人は迷惑する人もおるわけです。

で、そういうことをどうすればなくせるのかということ、ある学校では、授業の中でそれに取り組んで、子どもたちに問題解決を図らせた、そういう事例もあるようですけども、やはりするな、させるなと、そういうことでなくて、やっぱりこれをどう使えば有効なのか、使ったら悪いのか、そういうことも学校で生徒にきちんと教えるのも一つの方法じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

議員おっしゃるように、今学校では、先ほど課長の答弁の中にもありましたように、サポートセンターから警察関係を呼んで、実態はこうなんだと。その際にこういうルールがあるということも指導しています。

ですから、学校では十分にこれをやってるわけですが、まず考えていただきたいのは、だれが買い与えるかということですよ。子どもが買ってるわけじゃないんです。親が買ってる。なぜ、親が買い与える必要があるかということまで議論したわけなんです。

しかし、今のこのようなITの社会ですから、携帯を持たせるなという話ではないところもあるかと思えます。このことは、一つの子どもたちの情報教育の中の一つの、そういう意味で見るといいと。

ですが、その際に、先ほど課長も言っていました、買うときに、では、どういうルールを、親としっかり学ぶ、または、そのルールについて、親子でしっかり話し合う、そのことが一番大事だと、そこが抜けて、携帯を持ったときからがたがた言ったって間に合わないと思うんですね。そこを我々は、大人として子どもにしっかり各家庭で指導していただきたいと、そのことが、私たちの学校・家庭・地域、町長も先ほど申しましたが、学校・家庭・地域の連携なり、そこがあ

る。

その中の一つとして、私は、今芦屋町は幸いありがたいことに、町民会議、校区育成会議がございます。そういう方々が、みんな挙げて、先ほどのゲームのことも含めまして、ぜひ声を上げていただきたい。それぞれの立場で声を上げていただきたい、それぞれの立場でできることからやっていく、そのことが一番大事なことだろうと思っております。

で、学校も、先ほどからの話の中でも、小中もあわせて、随分努力をしておりますから、今おっしゃいましたような事例はゼロとは言いませんが、ほとんど私たちは聞いておりません。それは大変ありがたい、教員が相当努力していると思っておりますが、放課後はわかりません。これらもすべて私は家庭の責任だろうと、ですから、申しましたように、そういうルールをしっかりと家庭で決めていただく。そのことが一番大事だろうと、ぜひいろいろな面で町を挙げてそういう点でご協力なり、みんなでやっていただきたい、私たちもぜひいろいろな点で発信をしたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

今、教育長言われたように、地域挙げてこれに取り組む必要があると思います。そのときに、やはり一番父兄と話ができるのがやっぱり学校だと思います。そういう意味では、学校側も、きちりそのステータスの発信をお願いしたいと、このように思います。

また、最後になりますが、町長、先ほどと似たようなことなんですけども、また町長にぜひご意見を伺いたいと思います。

日本では、青少年保護の仕組みが整わないままに、世界に類を見ないほど子どもの携帯サイトの利用が普及してしまったと、このように言われております。携帯サイトを何のために使わせるのか、あふれる情報がどう子どもを守るのか、家庭や学校、業界も含め、社会全体で考えていく必要があると、このように指摘されております。芦屋町のトップとして、町長のご意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどのゲームと全く答えは同じで、その言葉しか見つかりません。教育長もるる答えたように、学校の先生だけとか、子どもに責任を果たして押しつけていいのか、やはり我々がきちりいろいろな各団体、各地域、いろいろな所属しているそういうところから、いろいろな意味でやはり声

を発信して啓発していくというのが大事なことではないかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

どうもありがとうございました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で松上議員の一般質問を終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

あすも一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

午後 3 時 15 分散会
